

2018年6月

発行登録追補目論見書



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2021年1月25日満期

早期償還条項・ノックイン条項付日米2指数

(日経平均株価・S&P500指数)

連動円建デジタルクーポン社債

— 売出人 —

楽天証券株式会社

(注)発行会社は、平成 30 年 5 月 15 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020 年 6 月 26 日満期 早期償還条項・円償還条項付 円/豪ドル デュアル・カレンシー社債」の売出しについて、平成 30 年 5 月 31 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2021 年 6 月 29 日満期 期限前償還条項 (トリガーステップダウン) ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 2 指数 (日経平均株価・S&P500 指数) 連動 円建社債」の売出しについて、また、平成 30 年 5 月 31 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020 年 6 月 26 日満期 早期償還条項 ノックイン条項 他社株転換条項付 円建社債 (住友金属鉱山株式会社)」の売出しについて、それぞれ訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該各社債の売出しに係る目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該各社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておられません。

1. 本社債に係る外国会社報告書、外国会社半期報告書、外国会社臨時報告書及びその訂正に係る書類は、英語により記載されます。
2. 本社債は、1933 年合衆国証券法 (その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。) に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーション S により定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

29-外 1-52

【提出書類】

発行登録追補書類

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成 30 年 6 月 22 日

【会社名】

バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】

財務担当取締役
(Chief Finance Officer)
トゥーシャー・モーザリア
(Tushar Morzaria)

【本店の所在の場所】

英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】

弁護士 樋 口 航

【代理人の住所又は所在地】

東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】

03-6775-1000

【事務連絡者氏名】

弁護士 田 中 貴 大
同 村 上 遼
同 佐 藤 尋 哉
同 塩 越 希

【連絡場所】

東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】

03-6775-1000

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】

社債

【今回の売出金額】

100,000,000 円

【発行登録書の内容】

提出日	平成 29 年 7 月 31 日
効力発生日	平成 29 年 8 月 8 日
有効期限	平成 31 年 8 月 7 日
発行登録番号	29-外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10,000 億円

【これまでの売出実績】
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
29-外 1-1	平成 29 年 8 月 16 日	400,000,000 円		
29-外 1-2	平成 29 年 8 月 18 日	304,030,125 円		
29-外 1-3	平成 29 年 9 月 8 日	1,390,000,000 円		
29-外 1-4	平成 29 年 9 月 19 日	589,000,000 円		
29-外 1-5	平成 29 年 9 月 22 日	289,000,000 円		
29-外 1-6	平成 29 年 10 月 2 日	300,000,000 円		
29-外 1-7	平成 29 年 10 月 2 日	200,000,000 円		
29-外 1-8	平成 29 年 10 月 10 日	100,000,000 円		
29-外 1-9	平成 29 年 10 月 13 日	935,000,000 円		
29-外 1-10	平成 29 年 10 月 18 日	700,000,000 円		
29-外 1-11	平成 29 年 11 月 10 日	600,000,000 円		
29-外 1-12	平成 29 年 11 月 13 日	5,378,000,000 円		
29-外 1-13	平成 29 年 11 月 15 日	300,000,000 円		
29-外 1-14	平成 29 年 11 月 17 日	351,942,162 円		
29-外 1-15	平成 29 年 11 月 17 日	5,300,000,000 円		
29-外 1-16	平成 29 年 11 月 17 日	567,000,000 円		
29-外 1-17	平成 29 年 11 月 30 日	342,355,000 円		
29-外 1-18	平成 29 年 12 月 1 日	100,000,000 円		
29-外 1-19	平成 29 年 12 月 1 日	580,000,000 円		
29-外 1-20	平成 29 年 12 月 1 日	1,170,000,000 円		
29-外 1-21	平成 29 年 12 月 11 日	400,000,000 円		
29-外 1-22	平成 29 年 12 月 12 日	3,155,000,000 円		
29-外 1-23	平成 29 年 12 月 13 日	9,000,000,000 円		
29-外 1-24	平成 29 年 12 月 15 日	2,380,000,000 円		
29-外 1-25	平成 29 年 12 月 19 日	2,000,000,000 円		
29-外 1-26	平成 29 年 12 月 19 日	756,000,000 円		
29-外 1-27	平成 29 年 12 月 20 日	300,000,000 円		
29-外 1-28	平成 30 年 1 月 17 日	186,903,000 円		
29-外 1-29	平成 30 年 1 月 19 日	100,000,000 円		

該当なし。

29-外1-30	平成30年1月22日	202,620,000円		
29-外1-31	平成30年1月22日	878,000,000円		
29-外1-32	平成30年2月2日	500,000,000円		
29-外1-33	平成30年2月14日	486,000,000円		
29-外1-34	平成30年2月19日	500,000,000円		
29-外1-35	平成30年3月19日	150,000,000円		
29-外1-36	平成30年3月19日	613,000,000円		
29-外1-37	平成30年3月19日	883,000,000円		
29-外1-38	平成30年3月28日	508,119,827円		
29-外1-39	平成30年4月16日	2,117,000,000円		
29-外1-40	平成30年4月16日	485,000,000円		
29-外1-41	平成30年4月20日	107,093,154円		
29-外1-42	平成30年5月21日	1,678,000,000円		
29-外1-43	平成30年6月1日	611,000,000円		
29-外1-44	平成30年6月8日	11,000,000トルコ・リラ (円貨換算額 265,760,000円) (注1)		
29-外1-45	平成30年6月8日	8,585,200トルコ・リラ (円貨換算額 207,418,432円) (注2)		
29-外1-46	平成30年6月18日	30,000,000南アフリカ ランド(円貨換算額 246,600,000円) (注3)		
29-外1-47	平成30年6月18日	497,000,000円		
29-外1-48	平成30年6月19日	500,000,000円		
29-外1-49	平成30年6月21日	300,000,000円		
29-外1-50	平成30年6月21日	300,000,000円		
29-外1-51	平成30年6月21日	3,413,000,000円		
実績合計額		53,622,841,700円	減額総額	0円

(注1) 本欄に記載された社債の受渡期日は2018年7月11日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡しは完了していない。本欄に記載された円貨換算額は、1トルコ・リラ=24.16円の換算率(2018年6月7日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)による。

(注2) 本欄に記載された社債の受渡期日は2018年7月11日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡しは完了していない。本欄に記載された円貨換算額は、1トルコ・リラ=24.16円の換算率(2018年6月7日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)による。

(注3) 本欄に記載された社債の受渡期日は2018年7月12日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡しは完了していない。本欄に記載された円貨換算額は、1南アフリカランド=8.22円の換算率(2018年6月15日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)による。

【残額】
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

946,377,158,300円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

該当なし。

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 該当なし。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	パークレイズ・バンク・ピーエルシー2021年1月25日満期 早期償還条項・ノックイン条項付日米2指数（日経平均株価・S&P500指数）連動円建デジタルクーポン社債（以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	100,000,000円	売出価額の総額	100,000,000円
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100,000円
償還期限	2021年1月25日（ロンドン時間）（以下「満期日」という。）（「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。かかる満期日の調整に関し、発行会社により利息その他の追加額が支払われることはない。）		
利率	額面金額に対して、 (1) 2018年7月25日（その日を含む。）から2018年10月25日（その日を含まない。）まで： 年5.02% (2) 2018年10月25日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）まで： 利率判定評価日（以下に定義される。）において観察された参照指数の終値（以下に定義される。）により以下のとおり変動する。 (a) 利率判定評価日において観察された全ての参照指数の終値が関連する利率判定水準（以下に定義される。）と等しいかそれを上回る場合： 年5.02% (b) 利率判定評価日において観察された参照指数の終値がいずれか一方でも関連する利率判定水準を下回る場合： 年0.10% 利息は、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算される。		
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	楽天証券株式会社 （以下「売出人」という。） 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号		
摘要	(1) 利払日 利息は（本社債が下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」に規定されるとおり期限前償還されない限り）2018年7月25日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間、本書に記載される適用利率でこれを付し、2018年10月25日（第1回利払日）（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの毎年1月25日、4月25日、7月25日及び10月25日（ロンドン時間）（以下「利払日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（その日を含む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、円貨で後払いする。 利払日が営業日（以下に定義される。）でない場合には、当該利払日は「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。		

	<p>(2) 期限前償還 下記「2 売出しの条件、<u>社債の要項の概要</u>、2. 償還及び買入れ、(2)参照指数の水準による期限前償還」に記載のとおり、各早期償還評価日（以下に定義される。）において全ての参照指数の終値が関連する早期償還判定水準と同額かそれを上回った場合、本社債は当該早期償還評価日に対応する早期償還日に自動的に期限前償還されることになる。（注2）</p> <p>(3) 信用格付 本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。</p> <p>(4) その他 その他の本社債の条件については、「2 売出しの条件」を参照のこと。</p>
--	---

(注1) 本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2017年6月22日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラム及び下記（注3）に記載のマスター代理人契約に基づき、2018年7月24日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。発行会社は、2018年8月2日（ロンドン時間）頃、2018年度中間決算を公表する予定である。本社債への投資を予定する投資家は、公表される決算には発行会社及びパークレイズ・グループに関する重要な情報が含まれる可能性がある点に留意するべきである。

(注2) その他の満期日前の償還については、下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害、異常な市場障害及び参照指数調整事由の発生後の期限前償還及び／又は調整」、「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (5) 違法性及び実行不能性」及び「2 売出しの条件、社債の要項の概要、6. 債務不履行事由」を参照のこと。

(注3) 本社債は、発行会社、計算代理人兼フレンチ・クリアードIPAとしてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人（以下に定義される。）、フランクフルト代理人（以下に定義される。）及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人（以下に定義される。）及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。）、ニューヨークにおける登録機関（以下「ニューヨーク登録機関」という。）兼ニューヨーク市における代理人（以下「ニューヨーク代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人（以下「フランクフルト代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人（以下「ルクセンブルク代理人」という。）兼ルクセンブルクにおける登録機関（以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エヌイー／エヌブイ（ルクセンブルク支店）、計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、スイスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、パリ、スキュルサル・ド・チューリッヒ、スウェーデンIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B（pub1）、フィンランドIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B（pub1）、ノルウェーIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B（pub1）、デンマークIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B（pub1）、並びにCREST代理人としてのコンピューターシェア・インバスター・サービスズ・ピーエルシーの間において2018年6月6日付で締結されたマスター代理人契約（以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換されるマスター代理人契約を含む。）に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券（以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」又は「包括社債」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある条件決定補足書に規定する。）、(ii)包括社債券との交換（又は一部交換）により発行される確定社債券、及び(iii)包括社債券を意味する。）のシリーズの1つである。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項の全てについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2018年6月6日付で発行会社により発行された約款（Deed of Covenant）（本社債の発行日までになされた補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換を含む。）の利益を享受する権利を有する。

2【売出しの条件】

売出価格	額面10万円 につき10万円 (注1)	申込期間	2018年6月25日から 2018年7月24日まで
申込単位	額面10万円単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の本店及び日本国内の 各支店(注2)	受渡期日	2018年7月25日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の 住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格を日本円にて支払う。

(注2) 本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人（U.S. Person）に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この（注3）において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(注4) 本社債は、欧州経済領域（EEA）のリテール投資家（以下「EEAリテール投資家」という。）に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、EEA一般投資家に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいうEEAリテール投資家とは、(i) 指令2014/65/EU（以下「MiFID II」という。）第4(1)条(11)に定義されたリテール顧客、(ii) 保険仲介者指令（指令2002/92/EC（その後の改正を含む。））の定義に該当する顧客（ただし、MiFID II第4(1)条(10)に定義されたプロフェッショナル顧客としての資格を有しないものをいう。）又は(iii) 指令2003/71/EC（その後の改正を含む。）で定義された適格投資家に当たらない者のいずれか（又はその複数）に該当する者をいう。このため、EEAリテール投資家に対して、本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にする際に規制（EU）No 1286/2014（以下「PRIIPs 規制」という。）上要求される重要情報書類は作成されておらず、EEAリテール投資家に対する本社債の募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にすることは、PRIIPs規制違反となる可能性がある。

社債の要項の概要

1. 利息

(1) 本社債には、2018年7月25日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間について、本社債が（以下に規定されるとおり）期限前償還の対象とならない限り、額面金額に対して利息が付され、かかる利息は、2018年10月25日（第1回利払日）（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの毎年1月25日、4月25日、7月25日及び10月25日（ロンドン時間）（以下「利払日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（その日を含む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について後払いされる。

利払日が営業日でない場合には、当該利払日は修正翌営業日調整により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。

(2) あらゆる期間（利息計算期間であるか否かを問わない。以下「計算期間」という。）における本社債の利息額の計算に関しては、1年360日を基準とし、支払がなされる計算期間内の暦日数を360で除した数は、以下の算式により計算される。

$$\frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

「Y1」とは、計算期間の初日を含む年を数字で表記したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日を含む年を数字で表記したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日を含む暦月を数字で表記したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日を含む暦月を数字で表記したものをいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日を数字で表記したものをいう。但し、当該数字が31である場合には、30とする。

「D2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日の暦日を数字で表記したものをいう。但し、当該数字が31であり、かつD1が29より大きい場合には、30とする。

- (3) 各利息計算期間に支払われる額面金額当たりの利息額は、1円未満を四捨五入する。利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。但し、各本社債の適式な呈示に対し、元本の支払が不当に留保又は拒否された場合はこの限りでない。

適用利率の決定

本社債の利率は以下に従って決定される。

- (1) 2018年7月25日（その日を含む。）から2018年10月25日（その日を含まない。）に終了する利息計算期間につき、年5.02%とし、2018年10月25日に支払われる額面金額当たりの利息額は1,255円とする。
- (2) 2018年10月25日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間につき、以下のとおり決定される。
- (i) 利率判定評価日において観察された全ての参照指数の終値が関連する利率判定水準と等しいかそれを上回る場合、年5.02%とし、各利払日に支払われる額面金額当たりの利息額は1,255円とする。
- (ii) 利率判定評価日において観察された参照指数の終値がいずれか一方でも関連する利率判定水準を下回る場合、年0.10%とし、各利払日に支払われる額面金額当たりの利息額は25円とする。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期償還

満期日前に償還又は買入消却されない限り、本社債は以下の規定に従い、計算代理人により決定された金額（以下「満期償還額」という。）で償還される。

- (i) 観察期間中、ロックイン事由が発生しなかったと計算代理人が決定した場合、本社債は、額面金額で償還されるものとする。
- (ii) ロックイン事由が発生した場合には、本社債は、以下の計算式に従って計算代理人により決定された円貨建ての金額で償還されるものとする。但し、かかる満期償還額は、1円未満を四捨五入するものとし、また、0円を下回ることなく、額面金額を超えることはないものとする。
- (a) すべての参照指数の最終価格が行使価格以上である場合、額面金額で償還される。
- (b) いずれかの参照指数の最終価格が行使価格未満である場合、以下の算式に従って計算された金額の支払いにより償還される。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{償還額算出対象指数の最終価格}}{\text{償還額算出対象指数の行使価格}}$$

(2) 参照指数の水準による期限前償還

いずれかの早期償還評価日において、全ての参照指数の終値が関連する早期償還判定水準と同額か又はそれを上回った場合（以下「早期償還事由」という。）、発行会社は本社債権者に対し2営業日前までに取消不能の通知を行った上で、早期償還日において各本社債を額面金額で、発生した利息を付して償還する。疑義を避けるために付言すれば、当該利息計算期間につき適用される利息は、早期償還日において支払われるべきものとする。

(3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害、異常な市場障害及び参照指数調整事由の発生後の期限前償還及び／又は調整

発行会社は、発行会社課税事由（以下に定義される。）及び／又は通貨障害事由（以下に定義される。）及び／又は法の変更（以下に定義される。）及び／又はヘッジ障害（以下に定義される。）及び／又は異常な市場障害（以下に定義される。）及び／又は参照指数調整事由（以下に定義される。但し、計算代理人が下記「参照指数に関する情報及び調整事由等、(4) 参照指数調整事由」に従い参照指数の計算を継続することができないと判断した場合に限る。）（以下「追加障害事由」という。）が発生した場合には、以下の規定に従う。

- (a) 発行会社は、計算代理人に、かかる追加障害事由が本社債に及ぼす経済的效果であって商業上合理的な結果をもたらすものを考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的效果を実質

的に維持するために本要項及び／又は本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請することができる。計算代理人が、適当な調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整について本社債権者に通知し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらし、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、いかなる調整も行われぬ。

- (b) 発行会社は、本社債権者に対し10営業日前までに（かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「追加障害事由償還通知」という。）を行った上で、期限前償還通知期間の最終日（かかる日を以下「期限前現金償還日」という。）において当該シリーズの本社債の全てを償還し、各本社債権者に対し、当該本社債権者の保有する各本社債について、当該期限前現金償還日において期限前償還額（本要項第16項に定義される。）に相当する金額を支払うことができる（この場合、発行会社は、かかる償還に先立って、（本社債の償還と併せて考えた場合に）かかる追加障害事由が本社債に及ぼす効果を考慮する上で適当と思われる調整を、本要項又は本社債に関連するその他の規定に対して行うこともできる。）。

(4) 買入れ及び消却

発行会社又はそのいずれかの子会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。

前記のとおり発行会社若しくはそのいずれかの子会社により又は発行会社若しくはそのいずれかの子会社に代わって買入れが行われた本社債は全て、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還された全ての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社の義務は免除される。

(5) 違法性及び実行不能性

発行会社が、誠実に、かつ合理的な方法で、(i)財政的、政治的若しくは経済的状況の変化、若しくは為替レートの変動の結果、又は(ii)発行会社若しくは関連する子会社若しくは関連会社が、政府、行政若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関の適用する現行若しくは将来の法律、規程、規則、判決、命令若しくは指令若しくはそれらの解釈を誠実に遵守した結果として、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行が、違法若しくは実行不能となったか又は違法若しくは実行不能となることが相当程度見込まれると判断した場合には、発行会社はその裁量により、社債権者に通知した上で、本社債を償還又は消却することができる。

発行会社が本項(5)に従って本社債を償還又は消却することを決定した場合、各本社債は期限前償還額にて支払期日が到来する。支払は本要項に従い、社債権者に通知される方法で行われる。

参照指数に関する情報及び調整事由等

(1) 免責

(i) 日経平均株価

日経平均株価（日経225）は、株式会社日本経済新聞社（以下「日経新聞社」という。）の知的財産権である。

「日経」、「日経平均株価」及び「日経225」は、日経新聞社のサービスマークである。日経新聞社は、日経平均株価に関する一切の権利（著作権を含む。）を留保する。本社債はいかなる方法によっても日経新聞社により後援、推奨又は販売促進されるものではない。日経新聞社は、日経平均株価を使用することにより生じる結果又は特定の日における日経平均株価の数値その他につき、明示又は黙示を問わずいかなる保証又は表明も行わない。

日経平均株価は、専ら日経新聞社により集計及び計算されるものである。しかしながら、日経新聞社は日経平均株価における誤りについていかなる者に対しても責任を負わないものとし、またいかなる者（本社債の購入者又は販売者を含む。）に対してもかかる誤りを通知する義務を負わないものとする。さらに、日経新聞社は、日経平均株価の計算に際して用いられる計算方法の修正又は変更に関していかなる保証も行わず、また日経平均株価の計算及び公表を継続して行う義務を負わないものとする。

(ii) S&P500指数

S&P500指数は、S&P Globalの一部門であるS&Pダウ・ジョーンズ・インダイシズ・エル・エル・シー（S&P Dow Jones Indices LLC）又はその関連会社（以下「SPDJI」という。）の商品であり、これを利用するライセンスがバークレイズ・バンク・ピーエルシーに付与されている。Standard & Poor's®及びS&P®は、S&P Globalの一部門

であるスタンダード&プアーズ・ファイナンシャル・サービシズ・エル・エル・シー (Standard & Poor's Financial Services LLC) (以下「S&P」という。)の登録商標で、Dow Jones®はダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングス・エル・エル・シー (Dow Jones Trademark Holdings LLC) (以下「ダウ・ジョーンズ」という。)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスがパークレイズ・バンク・ピーエルシーにそれぞれ付与されている。指数に直接投資することはできない。本社債は、SPDJI、ダウ・ジョーンズ、S&P又はそれらの関連会社(以下「S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス」と総称する。)によってスポンサー、保証、販売、又は販売促進されているものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本社債の所有者又はいかなる一般人に対して、株式全般又は具体的に本社債への投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するS&P500指数の能力に関して、明示又は黙示を問わず、いかなる表明又は保証もしない。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆又は保証するものでもない。S&P500指数に関して、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスとパークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間にある唯一の関係は、当指数とS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス及び/又はそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、及び/又は商標名のライセンス供与である。S&P500指数はパークレイズ・バンク・ピーエルシー又は本社債に関係なく、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスによって決定、構成、計算される。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500指数の決定、構成又は計算においてパークレイズ・バンク・ピーエルシー又は本社債の所有者のニーズを考慮する義務を負わない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本社債の価格及び数量、又は本社債の発行若しくは販売のタイミングの決定、若しくは場合によっては本社債が将来換金、譲渡、又は償還される計算式の決定又は計算に関して、責任を負わず、またこれに関与したことはない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本社債の管理、マーケティング、又は取引に関して、いかなる義務又は責任も負わない。S&P500指数に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、又はプラスの投資収益率を提供する保証はない。SPDJIは投資又は税務の顧問会社ではない。免税証券のポートフォリオへの影響や特定の投資決断の税効果の評価は、税務顧問会社に相談されたい。指数に証券が含まれることは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスがかかる証券の売り、買い、又はホルドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはならない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500指数又はその関連データ、あるいは口頭又は書面の通信(電子通信も含む)を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、又は完全性を保証しない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、これに含まれる過誤、遺漏又は中断に対して、いかなる義務又は責任も負わないものとする。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、明示的又は黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的又は使用への適合性、若しくはS&P500を使用することによって、又はそれに関連するデータに関して、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、本社債の所有者、又はその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認する。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、利益の逸失、営業損失、時間又は信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、又は派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、又は厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとする。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのライセンサーを除き、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスとパークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間の契約又は取り決めの第三者受益者は存在しない。

(2) 参照指数に関する情報

(i) 日経平均株価

・概略

別段の定めのない限り、日経平均株価に関する本書の記載は、公表文書に基づくものである。かかる公表文書は、当該文書に記載の日付現在における日経新聞社の方針を反映するものである。かかる方針は日経新聞社により任意に変更されることがある。

日経平均株価は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、日経新聞社が計算し公表する株価指数である。日経平均株価は、現在、東京証券取引所第一部に上場する225の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。東京証券取引所第一部に上場する株式銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている。

日経新聞社は、日経平均株価の計算に際し下記の計算方法を用いるが、本社債に関連する支払額に影響を与え得るかかる計算方法を、修正又は変更しない保証はない。

日経平均株価は、修正平均株価加重指数であり(すなわち、日経平均株価における各構成銘柄の加重値は当該発行者の株式の時価総額ではなく1株当りの株価に基づいている。)、その計算方法は、(i)各構成銘柄の1株当りの株価を、当該構成銘柄に対応する加重関数で乗じ、(ii)その積を合計し、(iii)その数値を除数で除した

ものである。除数は当初1949年に設定されたときは225であったが、2018年6月20日現在26.950となり、下記のとおり調整される。各加重関数は、50円を日経新聞社の設定する構成銘柄のみなし額面価格で除して計算され、各構成銘柄の株価に加重関数を乗じた額がみなし額面価格を一律50円とした場合の株価に相当するように設定されている。単位株制度は2001年10月1日をもって廃止され、各構成銘柄の現在のみなし額面価格は、その後発生する以下の調整に服するものとするが、2001年10月1日の日本株の額面株式廃止直前の額面金額に基づいている。日経平均株価の計算に用いられる株価は、東京証券取引所において報告されている株価である。日経平均株価の値は、東京証券取引所の取引時間中15秒毎に計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば構成銘柄の追加、削除、入れ替え、又は株式分割などの一定の変化が生じた場合には、日経平均株価の値が継続的に維持されるように、日経平均株価を計算するための除数又は（場合により）関連ある構成銘柄のみなし額面価格は、日経平均株価の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。別の変更が生じた結果さらに修正が必要となるまで、除数は一定値に維持されている。構成銘柄に影響する各変更の結果、除数は、当該変更の発生した直後の株価に加重関数を乗じたものの合計を新たな除数で除した値（すなわち、当該変更直後の日経平均株価の値）がその変更の生じる直前の日経平均株価の値に等しくなるよう修正される。

構成銘柄は、日経新聞社により除外又は追加される。構成銘柄は、日経新聞社の設定する定期見直し基準に従い、原則として毎年1回、10月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入れ替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、次のいずれかの事由等により東京証券取引所第一部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外される。

- (i) 倒産（会社更生法又は民事再生法の適用申請や会社清算など）による整理銘柄入り又は上場廃止
- (ii) 被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- (iii) 債務超過などその他の理由による上場廃止又は整理銘柄入り
- (iv) 東京証券取引所第二部への指定替え

監理銘柄については、原則除外候補となるが、除外の実施は事業の存続可能性や上場廃止の可能性など状況を判断の上決定される。構成銘柄からある株式を除外した場合には、日経新聞社は、自ら設定する基準に従い、その補充銘柄を選択する。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則とする。但し、特殊な状況下においては、該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経平均株価を計算することがある。この間にあっては、銘柄又は銘柄数を変更する都度、除数を変更することにより、指数としての継続性を維持する。

・東京証券取引所

東京証券取引所は、市場規模の観点で世界最大級の証券市場の1つである。取引時間は通常、月曜日から金曜日までの東京時間の午前9時から午前11時30分まで及び東京時間の午後0時30分から午後3時までである。

東京証券取引所は、売買注文の不均衡により生じる異常な短期価格変動の防止を企図した方策を講じている。かかる方策には個別株価の異常な変動を防止するための毎日の上限及び下限を含む。原則として、東京証券取引所に上場されている銘柄は、制限値幅を超えて取引することはできない。この値幅はパーセントではなく日本円の絶対額で表示され、前取引日の終値に基づいて設定されている。さらに、上場株式につき大幅な売買注文の不均衡が生じた場合には、反対注文を促して株式の需給関係の均衡を保つため、当該株式の「特別買気配」や「特別売気配」を当該株式の直近の売買価格より高く又は低く設定することがある。東京証券取引所は、一定の限定的な異常な事態が発生した場合（例えば、当該株式に関する異常な取引）には、個別株式の取引を中止することがあることに留意しなければならない。その結果、日経平均株価の変動は、日経平均株価を構成する個別株式の価格の値幅制限又は取引中止により制限され、一定の状況において本社債の時価に影響を及ぼすことがある。

(ii) S&P500指数

・指数について

S&P500®は、米国の大型株の単一かつ最も優れた指標であると広く考えられており、米国の株式市場、及びそれを通して米国の経済を反映するように設計されている。S&P500は米国の株式市場の中でも大型株に焦点を合わせているが、時価総額の大きな部分を含んでいるため、市場全体を代表する指標である。S&P500はS&Pグローバル1200指数の一部である。

・指数のガバナンス

S&P米国指数は、アメリカ・テーマ別及び戦略別指数委員会が管理するS&P500トップ50を除き、米国株価指数委員会がこれを管理している。同委員会の委員は全員、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのフルタイムの専門スタッフである。株価指数委員会は、月1回委員会を開催し、その都度、指数構成銘柄に影響を及ぼしうる企業活動、

指数構成を市場と比較する統計、指数へ追加する候補銘柄として検討されている企業、市場における重要な事象等のレビューを行っている。また、同委員会は、銘柄選定のルール、配当の取扱い、株式数その他の事項について定めた指数方針を改訂することがある。

・指数への追加基準

- ・米国企業：企業の資産所在地と売上地域、組織構造、SEC提出書類の種類、上場場所を判断材料とする。
- ・時価総額：時価総額が61億米ドル以上の企業とする。市場環境との調和を確保するために、この最低基準額は随時見直される。
- ・財務健全性：GAAPに基づく非継続事業を除いた純利益が直近4四半期の合計及び直近の四半期においてプラスでなければならない。
- ・十分な流動性と合理的な株価：浮動株調整後時価総額に対する年間売買高の比率が1.0以上で、評価日までの各6ヶ月間における売買高が最低25万株ある銘柄とする。
- ・企業の種類：ニューヨーク証券取引所（NYSE）、ナスダック（NASDAQ）、IEX（Investors Exchange）又はBatsに上場する米国会社の普通株式とする。エクイティREIT及びモーゲージREITも指数構成銘柄とすることができる。ビジネス・ディベロップメント・カンパニー（BDC）、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー（LLC）、クローズエンド型ファンド、ETF（上場投資信託）、ADR（米国預託証券）その他一定種類の証券は対象外である。
- ・IPOの扱い：新規公開株は、原則として対象の取引所で12ヶ月以上取引がなされたものについて、指数への追加が検討される。
- ・トラッキング・ストック及び複数種類株式：トラッキング・ストック及び複数種類株式を発行する企業は対象外とする（なお、複数種類株式を発行しており、既に指数の構成企業となっている企業は、指数の対象に留まる。）。
- ・浮動株修正係数（IWF）：IWFが0.50以上の銘柄とする。

IWFについては、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの浮動調整メソドロジーを参照のこと。

指数を構成する企業の選択にあたっては、該当する市場の時価総額の範囲で、指数中のそれぞれのGICSセクターのウェイトとS&Pトータルマーケット指数におけるウェイトを比較することにより、セクター間のバランスも考慮されている。

・指数からの除外基準

- ・指数への追加基準の一項目以上を著しく逸脱した銘柄。
- ・合併、買収、大規模なリストラを実施したために追加基準を満たさなくなった銘柄。

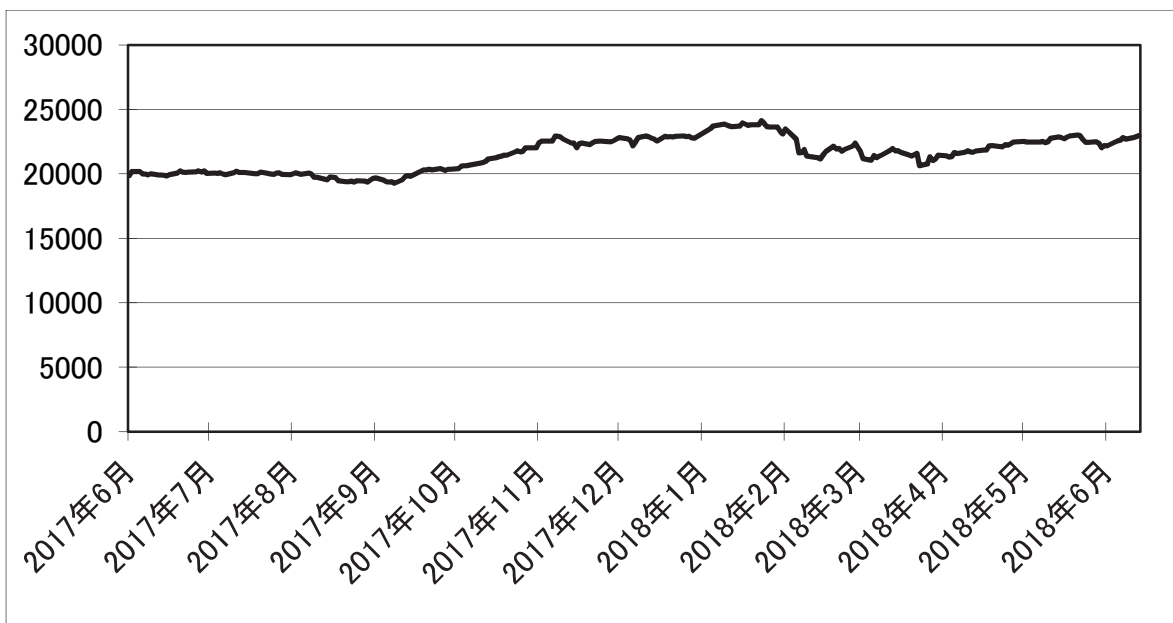
より詳細な基準及び例外については、S&P米国指数のメソドロジーを参照のこと。

出所：S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのウェブサイトより

(3) 参照指数の過去の推移

(i) 日経平均株価

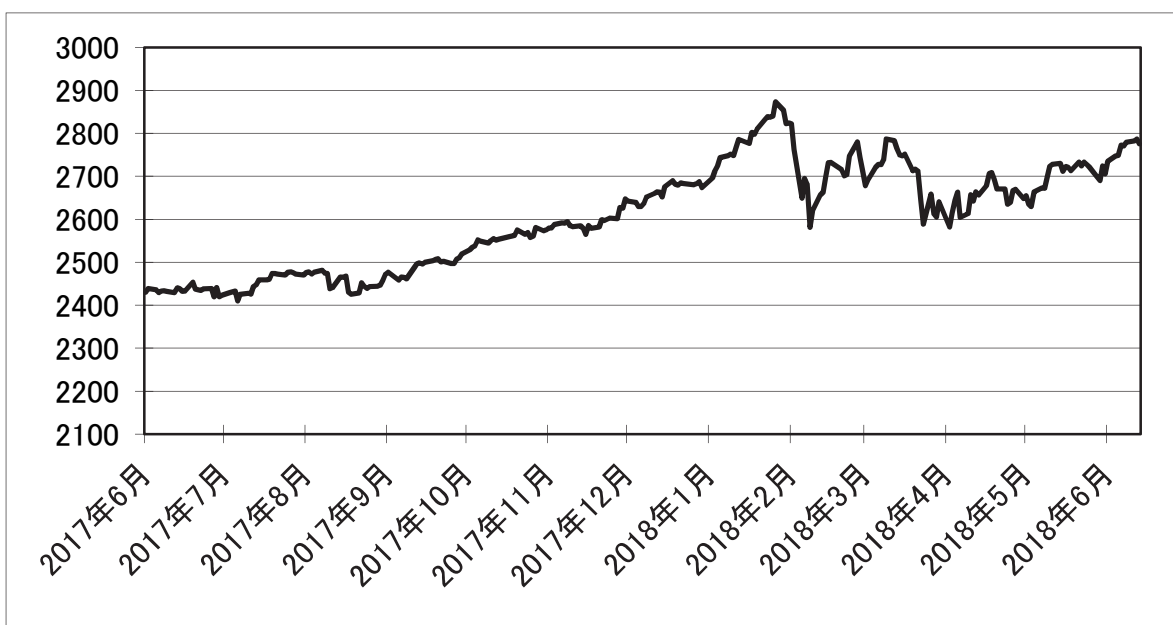
下記のグラフは、2017年6月1日から2018年6月13日までの日経平均株価の終値の推移を表したものである。これは、様々な経済状況の下で日経平均株価がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この日経平均株価の過去の推移は日経平均株価の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間において日経平均株価が下記のように変動したことによって、日経平均株価及び本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。



2018年6月13日現在、日経平均株価の終値は、22,966.38円であった。

(ii) S&P500指数

下記のグラフは、2017年6月1日から2018年6月13日までの指数の終値の推移を表したものである。これは、様々な経済状況の下でS&P500指数がどのように推移するかを参考のために記載するものであり、このS&P500指数の過去の推移はS&P500指数の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間においてS&P500指数が下記のように変動したことによって、S&P500指数及び本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。



2018年6月13日現在、S&P500指数の終値は、2,775.63ポイントであった。

(4) 参照指数調整事由

(a) 本社債に関して参照指数の水準が計算されることとなっている日（評価日を含むがこれに限らない。）（以下「決定日」という。）以前に、関連するスポンサーが、かかる参照指数の計算式若しくは計算方法の重大

変更を行うことを公表し、若しくは別の方法で参照指数の重大変更を行う場合（構成銘柄及び株式資本の変化並びに他の日常的な事由についてかかる参照指数を調整するために当該計算式若しくは計算方式に規定されている修正を除く。）（以下「参照指数の修正」という。）、若しくはかかる参照指数の算定を永久的に中止し、参照指数の代替指数が存在しない場合（以下「参照指数の算定中止」という。）、又は

(b) 本社債に関する決定日においてスポンサーが、参照指数の計算及び公表を怠った場合（以下「参照指数の中断」といい、参照指数の修正及び参照指数の算定中止と併せて、以下「参照指数調整事由」という。）、計算代理人は、各関連決定日に、当該参照指数調整事由が本社債に重大な影響を及ぼすかどうか判断し、及ぼす場合には、かかる公表された参照指数の代わりに、当該参照指数調整事由が発生する直前に有効であった参照指数の計算式及び計算方法に従い計算代理人が決定するところに従い、当該決定日現在の参照指数の水準を用いて（但し、当該参照指数調整事由直前の当該参照指数を構成していた証券（当該参照指数調整事由発生以降、関連する取引所に上場されなくなった証券を除く。）のみを用いる。）、当該参照指数の水準を計算する。計算代理人は、参照指数の計算を継続することができないと判断した場合には、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行うことを選択することができる。

(5) スポンサー承継人又は参照指数と実質的に同一の計算式への置換え

参照指数が、(i) スポンサーにより計算され公表されなかったものの計算代理人の認めるスポンサーの承継人（以下「スポンサー承継人」という。）により計算され公表される場合、又は(ii) 計算代理人の決定により、かかる参照指数の計算に使用されるのと同じ若しくは実質的に同一の計算式及び計算方法を使用したもの（以下「承継参照指数」という。）に置き替えられた場合、(1) スポンサー承継人により計算され公表された指数、又は(2) 承継参照指数が参照指数とみなされる。

(6) 参照指数の訂正

決定日に公表され、計算代理人が当該参照指数の決定に用いた又は用いる参照指数の水準が、その後修正され、その修正が、参照指数の水準を参照する又は参照指数の水準から算出される支払が次に発行会社によって行われるべき日の2取引所営業日前までにスポンサー又はスポンサー承継人により公表された場合には、計算代理人は、当該参照指数の修正後の水準を用いて、償還金額又はその他の関連金額（適宜）を再計算し、かかる修正を考慮するために必要な範囲で本社債の関連する条項を調整する。(i) かかる修正、(ii) 同修正により支払われるべき又は交付されるべき金額（もしあれば）及び(iii) 行われた調整について、計算代理人は発行会社に、発行・支払代理人は本社債権者に、それぞれ通知する。

(7) 参照指数の計算の明白な誤り

本書における別段の記載にかかわらず、特定の決定日において、スポンサーによる参照指数の計算（スポンサーにより公表された参照指数の水準に示される。）に明白な誤りがあると計算代理人が合理的に判断した場合には、計算代理人は、スポンサーが当該日において公表した水準を使用するかわりに、当該日にかかる参照指数の水準を計算することができる。かかる計算は、明白な誤りが発生する直前に有効であった、スポンサーが使用していた参照指数の計算方法及び計算式に従って行われる。計算代理人が本項(7)に従って参照指数の水準を計算した場合、計算代理人は、当該決定日から10営業日以内にそのように計算された参照指数の水準を書面で本社債権者に通知する。

スポンサーが3予定取引日を超えて明白な誤りがある状態で参照指数の計算を続けた場合には、計算代理人は、本社債の条件に対して、調整（当該参照指数の代わりに使用する代替の参照指数を選択すること、並びに／又は当該参照指数の構成銘柄のレプリケーションを行うこと、並びに／又は明白な誤りが発生する直前に有効であった、スポンサーが使用していた参照指数の計算方法及び計算式に従い参照指数の計算を継続すること、並びに／又は参照指数の構成銘柄及び組入率を調整することを含むがこれらに限らない。）を行うことができる。計算代理人が本項(7)に従って調整を行った場合、計算代理人はかかる調整を行った後、合理的な範囲で可及的速やかに、かかる調整について書面で本社債権者に通知する。

疑義を避けるために付言すれば、計算代理人が本項(7)に従って参照指数の水準を計算した後に、本項(6)に記載のとおりスポンサーにより参照指数の水準に対する修正が公表された場合には、計算代理人は、かかる計算にかかわらず、当該参照指数の修正後の水準を用いて、関連する償還金額又はその他の関連金額（適宜）を再計算することができる。計算代理人は、参照指数の水準に対する修正がスポンサーにより公表されてから10営業日以内に、かかる再計算につき書面で本社債権者に通知する。

かかる修正が、計算代理人が本項(7)に従って本社債の条件を調整した後に公表された場合には、上記本項(6)は適用されず、本項(7)に従った調整の条件が優先される。

(8) 障害日の帰結

計算代理人の意見において、各参照指数について評価日（当初価格決定日及びノックイン事由の発生の有無の判断に関する観察期間中の予定取引日に限る。）が障害日である場合には、障害日の発生による影響を受けない参照指数に関する評価日は、障害日を生じさせる事由が発生していなければ評価日であったはずの当初の日（以下「予定評価日」という。）とし、障害日の発生により影響を受ける参照指数に関する評価日は、当該参照指数について障害日でない、その直後の予定取引日とする。但し、予定評価日の直後の8予定取引日のいずれかの日が当該参照指数について障害日でない場合に限る。当該直後の8予定取引日の全ての日が当該参照指数について障害日である場合、(i)当該8予定取引日後の日は、かかる日が当該参照指数について障害日であることにかかわらず当該指数に関する評価日とみなされ、また、(ii)計算代理人は、条件決定補足書に記載の方法により当該参照指数の水準を決定し、記載が無い場合又は実行不能な場合には、当該参照指数に含まれる各証券の当該8予定取引日後の日の評価時刻時点の当該取引所の取引価格又は市場相場価格（以下、本段落において「取引価格」という。）を用いて、最初の障害日が発生する直前に有効であった当該参照指数の計算式及び計算方法に従い当該8予定取引日後の日の評価時刻時点の当該参照指数の水準を決定する（障害日が発生させた事由が、当該8予定取引日後の日において、関連する証券につき発生した場合には、当該8予定取引日後の日の評価時刻時点の関連する証券の取引価格につき商業的に合理的な方法により決定される。）。

計算代理人の意見において、いずれかの参照指数について評価日（利率判定評価日、早期償還評価日並びに最終価格及び償還額算出対象指数の決定に関する最終評価日に限る。）が障害日である場合には、当該評価日は、全ての参照指数について障害日でない、その直後の共通予定取引日とする。但し、障害日が発生していなければ評価日であったはずの当初の日の直後の8共通予定取引日の全ての日がいずれかの参照指数について障害日である場合、(i)当該8共通予定取引日後の日は、かかる日がいずれかの参照指数について障害日であることにかかわらず評価日とみなされ、また、(ii)計算代理人は、障害日により影響を受けた参照指数を構成する各証券の当該8共通予定取引日後の日の評価時刻時点の当該取引所の取引価格又は市場相場価格（以下、本段落において「取引価格」という。）を用いて、最初の障害日が発生する直前に有効であった当該参照指数の計算式及び計算方法に従い当該8共通予定取引日後の日の当該評価時刻現在における当該参照指数の水準を決定する（障害日が発生させた事由が、当該8共通予定取引日後の日において、関連する証券につき発生した場合、当該8共通予定取引日後の日の評価時刻時点の関連する証券の取引価格につき商業的に合理的な方法により決定される。）。

但し、対応する利払日、満期日又は（場合により）早期償還日は、(a)当該予定支払日又は(b)本項(8)に従って調整された当該評価日の5営業日の日のいずれか遅い日まで延期される。かかる延期に関して、発行会社はいかなる追加金額の支払義務も負わない。

(9) 調整

発行会社が、適切な調整が本要項第2項(3)に従い行われうるか否かを計算代理人が決定することを要求した場合、発行会社は、自己が適切と考えない調整を行う義務を負わず、計算代理人、発行会社又はその他の当事者のいずれも、発行会社が当該調整を行い又は行わないことにつき責任を負わない。

特に、本要項に定める規定により、参照指数又はスポンサーに影響を与える事由に関して調整が要求されているということにかかわらず、発行会社は、当該規定に従い調整が行われる際に、参照指数に関するオプション又は先物が、先物又はオプション取引所において取引され、当該事由に関して取引オプション又は先物に基づく権利に対し先物又はオプション取引所による調整が行われない場合、当該調整を行わない権利を留保する。

発行会社は、可及的速やかに、調整及び当該調整が実施される日について通知し又は通知がなされるようにする。

(10) 調整の通知

計算代理人による本要項に基づく全ての決定は、明白な誤りがある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者、発行・支払代理人及び発行会社を拘束する。発行会社は、可及的速やかに調整及び当該調整が実施される日について通知し又は通知がなされるようにしなければならない。但し、かかる通知の懈怠又は未受領は調整の有効性及び拘束力に影響を及ぼさない。

3. 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において（元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には）関連する社債券又は（償還後の利息以外の利息の場合には）関連する利札（適宜）を呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額の一部の支払の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a)支払の場合は、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として）口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は（所持人の選択により）口座開設銀行における当該通貨建ての口座（日本の非居住者に対する日本円での支払の

場合、非居住者口座とする。)への振込みにより、また(b)交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

無記名式確定社債券への交換が不当に留保又は拒否された場合を除いて、いかなる無記名式包括社債券に関しても、交換日後に期限が到来する支払又は交付は、なされないものとする。

本社債又は利札に関して特定の金額が支払われるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべきものと決定されているその日が、(i)営業日、且つ(ii)(確定社債券の場合に限り)社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払は(i)営業日、且つ(ii)(確定社債の場合に限り)社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる土日以外の日当該直後の日まで行われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

本要項において、「交換日」とは、交換を要求する通知がなされた日から60暦日以上経過した日で、発行・支払代理人の指定事務取扱店舗が所在する都市及び(該当する場合には)関連決済システムが所在する都市において銀行が営業している日をいう。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(The Bank of New York Mellon)

英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利札は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利札に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務(強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。)と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

発行会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、又は決済金額及び/若しくは本社債に関するその他の支払(適宜)に起因し、或いはそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社は、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払は全て、英国(又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関(それぞれを「税務当局」という。))により賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

英国の税務当局が源泉徴収又は控除を要求する場合、発行会社は、かかる源泉徴収又は控除の後で社債権者が受領できる純額を、かかる源泉徴収又は控除が存在しなければかかる社債権者が受領しえた金額と等しくするために必要な追加額(以下「追加額」という。)を支払う。前記にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、本社債について追加額は支払われない。

- (a) 社債権者が単に本社債又は利札を保有するという事実以外に英国と特定の関係を有することによりかかる社債について租税の支払義務を負う場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。
- (b) 社債権者が、法律上の要件を遵守し若しくはかかる要件を第三者に遵守させることにより、又は、関連する本社債若しくは利札が支払を受けるために呈示された場所において非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を課税当局に対して行い又はかかる申告を第三者に行わせることによりかかる控除又は源泉徴収を合法的に回

避けたいにもかかわらずそのように回避していない場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。

- (c) 1986年米国内国歳入法の規定（配当、配当相当支払金（同法第871(m)条に基づくものを含むが、これに限定されない。））、米国不動産に対する直接・間接の利息及び米国内国歳入法第1471条乃至第1474条（又はこれらを改正若しくは承継する条項）に関する規定を含むが、これらに限定されない。）により、又は米国内国歳入庁との合意に基づき、又は政府間協定の推進を目的として、かかる源泉徴収又は控除が要求される場合。
- (d) 社債券が、かかる支払の最初の支払期日（発行・支払代理人が支払われるべき金員の全額をかかると支払期日以前に適式に受領していない場合には、かかる金員の全額が適式に受領された日）から30暦日を過ぎてから支払を受けるために呈示された場合。但し、社債権者が当該社債券をかかると30日間の最終日に支払を受けるために呈示した場合に追加額を受ける権利を有していたと思われる場合を除く。
- (e) 社債券又は利札が、かかる源泉徴収又は控除が適用されない別の支払代理人に当該社債券又は利札を呈示することによりかかる源泉徴収又は控除を回避しえた社債権者により、或いはかかる社債権者の代理人により、支払を受けるために呈示された場合。
- (f) 無記名式確定社債券に関して、社債券又は利札の呈示を受ける発行・支払代理人又は支払代理人が満足できる程度で、かかる社債権者が適用ある証明、身分証明又は報告要件を充足することにより、或いは非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を関連する課税当局に対して行うことによりかかる源泉徴収又は控除を回避することができない旨が証明されていない場合。

本要項において（Ⅰ）「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、（Ⅱ）「利息」は一切の利息額及び本要項第2項（又はこれに対する変更若しくは補足）に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、（Ⅲ）「元本」及び／又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（それぞれを「債務不履行事由」という。）が発生し継続している場合、発行・支払代理人又は発行会社（適宜）が本社債権者からの下記の通知を受領する前に、当該債務不履行事由が発行会社によって是正されるか又は本社債権者によって宥恕されない限り、本社債権者は、かかる社債が期限前償還額にて償還されるべき旨を発行会社及び発行・支払代理人に対して通知することができ、かかる社債は全ての場合において直ちに償還期限が到来する。

- (a) 発行会社が期限前償還額、満期償還額又は本社債に関するその他の支払額（利息を除く。）を支払期日までに支払わず、かかる不履行が30暦日にわたり継続した場合。
- (b) 利息が支払期日から14暦日以内に支払われていない場合。但し、発行会社は、かかる金額が強制的な法律、規則又は正当な管轄権を有する裁判所の命令を遵守するために支払われなかった場合には、債務不履行とはみなされない。かかる法律、規則又は命令の有効性又は適用性について疑義が存在する場合、発行会社は、かかる14暦日の間に独立した法律顧問から発行会社に与えられた助言に従って行為した場合には、債務不履行とはみなされない。
- (c) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債権者の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数（適宜）の少なくとも4分の1を保有し、違反の治癒を要請する本社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (d) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合（再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。）。

債務不履行事由の発生後のいずれかの時点で期限前償還額を計算する際、計算代理人は、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。

7. 時効

発行会社に対する、本社債及び／又は利札（本項においては利札引換券は含まれない。）にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に行われなければならない限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保

及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代わりの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。
- (b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又は関連当局により取引を認められている場合は）当該証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。
- (c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済システムに転送されるよう発行・支払代理人に対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。
前(a)又は(b)に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。
利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズについて、発行会社及び／又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び／又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全及び／又は適切な様式でない判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）がそれぞれ別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人（適宜）のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

本要項の他の規定にかかわらず、本要項に従うことを条件として、発行会社又は計算代理人が本要項により必要とされる通知を行わないことは、発行会社又は計算代理人が本要項に基づき行う行為（本要項の調整又は本社債の期限前償還若しくは消却を含む。）の有効性又は拘束力に影響を与えない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、その後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも21暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の10%以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議（以下に定義される。）を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記(i)乃至(viii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の75%以上又は（延会の場合は）25%以上を保有又は代表する2名以上の者とする。(i)本社債が償還される日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii)本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv)条件決定補足書に、利率の上限及び／若しくは下限、若しくは取引可能金額の上限及び／若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び／若しくは下限を引き下げること、(v)決済金額を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）(vi)本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、又は(vii)社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、全ての社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者（又は所持人）に対していかなる義務も負わず、また社債権者（又は所持人）のために或いは社債権者（又は所持人）との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社のいずれも、発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社としての自身の義務及び職務につき、社債権者（又は所持人）の受託者又は顧問として行為するものではない。発行会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a)発行・支払代理人1名、(b)（記名式社債券に関しては）登録機関1名、(c)（記名式社債券に関しては）名義書換代理人1名、(d)（本要項により要求される場合には）1名又は複数の計算代理人、(e)欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、(f)本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人、及び(g)（(e)又は(f)に従って既に条件が満たされている場合を除き）無記名式確定社債券に関して、理事会指令（2003/48/EC）若しくは2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を施行若しくは遵守する法律若しくはかかる指令に従うために導入される法律に従って税金の源泉徴収又は控除を行う義務を負わない、欧州連合加盟国内に指定事務取扱店舗を有する支払代理人1名を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は、社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損うものでないと発行会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守す

るため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社及び諸代理人の責任

発行会社又は諸代理人のいずれも、(国内外の)法律の制定、(国内外の)公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社又は諸代理人のいずれかが、かかる事由の発生により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

(4) 計算代理人による決定

別段の定めのない限り、本要項における決定、検討、判断、選択及び計算は全て、計算代理人がこれを行う。かかる決定、検討、判断、選択及び計算のそれぞれに、本項(4)が適用される。かかる決定、検討、判断、選択及び計算に際し、計算代理人は、発行会社によるヘッジ契約の影響を考慮に入れる。全ての場合において、計算代理人は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、(明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて)かかる決定及び計算は、最終的なものであり、発行会社、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

(5) 発行会社による決定

発行会社は、本要項に従ってその裁量を行使し、一定の決定、検討、判断、選択及び計算を行うことを要求される場合がある。全ての場合において、発行会社は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、(明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて)かかる決定及び計算は、最終的なものであり、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

13. 1999年(第三者の権利に関する)契約法

いかなる者も、1999年(第三者の権利に関する)契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法及び管轄

- (a) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、イングランド法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札及び／又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、イングランドの裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面10万円の無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、(法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き)あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人(以下に定義される。)を、あらゆる目的上(かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上(又はそれを表章する包括社債券面上)の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず)その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

16. 定義

- 「異常な市場障害」とは、
本社債の条件決定日（2018年6月7日）以降における、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行を妨げたと発行会社が決定する、異常な事象又は状況（（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、自然災害、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況を含むがこれらに限らない。）をいう。
- 「営業日」とは、
(a) ロンドン及び東京において商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日及び(b) 関連決済システムに係る決済システム営業日をいう。
- 「終値」とは、
各参照指数につき、ある評価日において、当該評価日の評価時刻時点の当該参照指数の水準をいう。
- 「株式等」とは、
本社債が関連する株式、受益権、預託証券、持分又はエクイティ・ユニットをいう。
- 「関係取引所」とは、
(i) 日経平均株価については、大阪取引所、若しくはその承継者、又は日経平均株価に関する先物及びオプション契約の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所若しくは相場表示システム（但し、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所又は相場表示システムにおいて日経平均株価に関する先物及びオプション契約に関して元の関係取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいい、(ii) S&P500指数については、参照指数に関連する先物又はオプション契約に関する市場の全体に対して取引が重大な影響を及ぼす各取引所又は相場表示システムをいう。
- 「観察期間」とは、
2018年7月25日（その日を含む。）から最終評価日（その日を含む。）までの期間をいう。
- 「関連会社」とは、
ある法人（以下「当該法人」という。）に関して、当該法人によって直接的若しくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的若しくは間接的に支配している法人又は当該法人と直接的若しくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。
- 「関連決済システム」とは、
ユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイ及びその承継人、並びにクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム及びその承継人をいう。
- 「期限前償還額」とは、
本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後の本社債の市場価値の比例按分額として決定する、決済通貨建ての額面金額（適用ある場合、発生した利息額を含む。）をいう。かかる金額は、本社債の期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的に可能な限り早期に、計算代理人が適

当と判断する要素を参照して決定される。かかる要素には、①当該時点における、参照資産の市場価格又は価値及びその他の関連する経済変数（金利、また適用ある場合には外国為替レート等）、②本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなかったと仮定した場合の本社債の残存期間、③本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなければ支払われたと思われる、当該時点における最低償還又は消却の価額、④内部の価格決定モデル、並びに⑤その他の市場参加者が本社債と同様の証券の買値として提示しうる価格が含まれるが、これらに限らない。計算代理人は、上記の市場価値を決定する際、ヘッジ・ポジション及び／又は関連する資金調達関連の取決めの解約に関連して発行会社又はその関連会社が負担し又は負担することとなる、一切の費用、料金、手数料、発生額、損失、源泉徴収額及び経費に関する控除を反映するために当該金額を調整することができる。疑義を避けるために付言すれば、当該金額に対する調整額を決定する際、計算代理人は、①発行会社又は（場合により）その関連会社がヘッジ・ポジションに基づき受けることとなる支払又は交付の金額及び時期、②ヘッジ・ポジションが流動性若しくは市場性の無い資産（評価額がゼロとなる可能性があるもの）又はシンセティック・ヘッジ（時価評価がゼロとなり又はヘッジ・ポジションの取引相手にとってイン・ザ・マネーとなる可能性がある場合）を含むか否か、並びに③発行会社又はその関連会社が偶発債務（分配金の返金その他の方法で支払を行う義務を含む。）を負うこととなるか否か（但し、前記の要素に限らない。）を考慮に入れることができる。

「共通予定取引日」とは、

全ての参照指数について予定取引日である日をいう。

「決済システム営業日」とは、

関連決済システムが決済指図の受理及び執行のために営業している日（又は、受渡障害事由が発生していなければそのように営業していたと思われる日）をいう。

「決済通貨」とは、

円貨をいう。

「行使価格」とは、

各参照指数の当初価格の100.00%に相当する価格（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

「構成銘柄」とは、

(i)日経平均株価については、日経平均株価の構成銘柄となっている株式等をいい、(ii)S&P500指数については、S&P500指数の構成銘柄となっている株式等をいう。

「最終価格」とは、

各参照指数につき、最終評価日における当該参照指数の終値をいう。

「最終評価日」とは、

満期日の5共通予定取引日前の日をいう。

「先物又はオプション取引所」とは、

参照指数に関するオプション契約又は先物契約における関連する取引所をいう。

「参照指数」とは、

日経平均株価（日経225（ロイター銘柄コード：.N225））及び／又はS&P500指数（The S&P500 Index（ロイター銘柄コード：.SPX））をいう。

「市場障害事由」とは、

(i)日経平均株価については、以下の事由が発生又は存在していることをいう。

- ① 当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引障害
- ② 当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引所障害
- ③ 計算代理人が重大であると決定する早期終了
- ④ 日経平均株価に関する先物、オプション契約若しくはデリバティブ契約の取引を実行し、又はその時価を取得する発行会社又は市場参加者の機能を失い、又は毀損する事由であって、計算代理人が重要であると決定する事由
- ⑤ 日経平均株価に関する先物又はオプション契約について、かかる先物又はオプション契約に関する(i)取引障害、(ii)取引所障害((i)及び(ii)のいずれの場合においても、関係取引所の評価時刻に終了する1時間中に発生又は存在しており、計算代理人が重要であると決定したもの。)又は(iii)早期終了

ある時点における日経平均株価に関する市場障害事由の有無の判定において、当該日経平均株価を構成する銘柄に関して市場障害事由が発生したと判定された場合には、日経平均株価の構成銘柄全体に対する当該構成銘柄の寄与部分の割合は、かかる市場障害事由の発生の直前の日経平均株価の構成銘柄全体に占める当該構成銘柄の構成比率と日経平均株価全体の水準を比較することで算定される。

(ii)S&P500指数については、S&P500指数のいずれかの構成銘柄に関して以下の事由が発生又は存在していることをいう。

- ① 当該構成銘柄が取引されている主要な取引所に関する、当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する当該構成銘柄に関する取引障害
- ② 当該構成銘柄が取引されている主要な取引所に関する、当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する当該構成銘柄に関する取引所障害
- ③ 当該構成銘柄に関する早期終了
- ④ S&P500指数に関する先物又はオプション契約について、かかる先物又はオプション契約に関する(i)取引障害、(ii)取引所障害((i)及び(ii)のいずれの場合においても、関係取引所の評価時刻に終了する1時間中に発生又は存在しており、計算代理人が重要であると決定したもの。)又は(iii)早期終了

「修正翌営業日調整」とは、

当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられる。）調整方法をいう。

「障害日」とは、

(i)日経平均株価については、関連する取引所又は関係取引所がその通常取引セッションの間に取引を行うことができない、又は市場障害事由が生じている予定取引日をいい、(ii)S&P500指数については、①スポンサーがS&P500指数の水準を公表することができない、②関係取引所がその通常取引セッションの間に取引を開始できない、又は③市場障害事由が生じている予定取引日をいう。

「償還額算出対象指数」とは、

各参照指数のパフォーマンス（以下の計算式で計算される数値をいう。）のうち、値の小さい方の参照指数をいう。

最終価格

行使価格

（計算結果は小数第5位を四捨五入して第4位まで求めるものとする。）

かかる値が双方の参照指数について同じである場合、計算代理人が償還額算出対象指数を決定する。

「スポンサー」とは、

(i)日経平均株価については、株式会社日本経済新聞社をいい、(ii)S&P500指数については、S&Pダウ・ジョーンズ・インダイシズ・エルエルシー (S&P Dow Jones Indices LLC) をいう。

「早期終了」とは、

(i)日経平均株価については、日経平均株価の20%以上を構成する構成銘柄に関する取引所又は関係取引所が、予定終了時前に終了することをいい（但し、取引所又は関係取引所が、①当該取引所営業日における取引所又は関係取引所の通常取引セッションにおける実際の終了時刻及び②当該取引所営業日の評価時刻における取引実行のために取引所又は関係取引所のシステムに入力されるべき注文の提出期限のいずれか早い時間の1時間前までに、当該早期終了時刻のアナウンスをした場合を除く。）、(ii)S&P500指数については、参照指数のいずれかの構成銘柄に関する取引所又は関係取引所が、予定終了時前に終了することをいう（但し、取引所又は関係取引所（該当する場合）が、①当該取引所営業日における取引所又は関係取引所（該当する場合）の通常取引セッションの実際の終了時刻及び②当該取引所営業日の評価時刻における取引実行のために取引所又は関係取引所のシステムに入力されるべき注文の提出期限のいずれか早い時間の1時間前までに、当該早期終了のアナウンスをした場合を除く。）。

「早期償還判定水準」とは、

各参照指数につき、当初価格の105.00%に相当する価格（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

「早期償還日」とは、

早期償還評価日の直後の利払日をいう。

「早期償還評価日」とは、

最初の利払日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの各利払日の5共通予定取引日前の日をいう。

「通貨障害事由」とは、

任意のシリーズに関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損われると発行会社はその裁量により判断するものをいう。

「当初価格」とは、

各参照指数につき、当初価格決定日時点の終値をいう。

「当初価格決定日」とは、

各参照指数につき、2018年7月25日をいう。

「取引所」とは、

(i) 日経平均株価については、東京証券取引所若しくはその承継者、又は日経平均株価の構成銘柄の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所若しくは相場表示システム（但し、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所若しくは相場表示システムにおいて日経平均株価の構成銘柄に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいい、(ii) S&P500指数については、S&P500指数の各構成銘柄に関して、当該構成銘柄の取引が主に行われている主要な証券取引所をいう。

「取引障害」とは、

(i) 日経平均株価については、①日経平均株価の20%以上を構成する構成銘柄に関する取引所における、又は②関係取引所における日経平均株価に関連する先物若しくはオプション契約に関する、取引所又は関係取引所の値幅制限を超える株価変動その他を理由とする取引所又は関係取引所による取引の停止若しくは毀損若しくは当該取引に課せられた制限をいい、(ii) S&P500指数については、①S&P500指数のいずれかの構成銘柄に関する取引所における、又は②関係取引所におけるS&P500指数（及びその構成銘柄）に関連する先物若しくはオプション契約に関する、取引所又は関係取引所の値幅制限に達する株価変動その他を理由とする取引所又は関係取引所による取引の停止若しくは毀損若しくは当該取引に課せられた制限をいう。

疑義を避けるために付言すれば、①当該取引所の値幅制限を超える株価変動、②注文の不均衡、又は③買い呼び値と売り呼び値の不一致は、取引障害の趣旨において取引の停止又は制限とみなされる。

「取引所営業日」とは、

(i) 日経平均株価については、取引所及び関係取引所における取引が予定終了時よりも早く終了する日を含み、取引所及び関係取引所においてその通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引日をいい、(ii) S&P500指数については、①スポンサーがS&P500指数の水準を公表し、かつ、②関係取引所においてその通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引日をいう（取引所又は関係取引所のいずれかにおける取引が予定終了時前に終了するか否かを問わない。）。

「取引所障害」とは、

(i) 日経平均株価については、市場参加者が一般に①日経平均株価の20%以上を構成する構成銘柄に関連する取引所において株式等の取引を実行し若しくはその時価を取得し、又は②関係取引所において構成銘柄若しくは日経平均株価に関連する先物及びオプション契約の取引を実行し若しくはその時価を取得する機能を失い、又は毀損する事由（但し、早期終了にかかる事由を除く。）をいい、(ii) S&P500指数については、市場参加者が一般に①S&P500指数のいずれかの構成銘柄に関する取引所において当該構成銘柄の取引を実行し若しくはその時価を取得し、又は②関係取引所においてS&P500指数に関連する先物若しくはオプション契約の取引を実行し、若しくは

その時価を取得する機能を失い、又は毀損する事由（但し、早期終了にかかる事由を除く。）をいう。

「ロックイン価格」とは、

各参照指数につき、当該参照指数の当初価格の70.00%に相当する価格（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

「ロックイン事由」とは、

観察期間中のいずれかの予定取引日において、少なくとも1つの参照指数の終値がロックイン価格以下であることをいう。

ロックイン事由の発生を決定するにあたっては、各参照指数の終値はそれぞれの観察期間中の各予定取引日において個別に観測され、一方の参照指数につき障害日が発生した場合でも、障害日による影響のない他方の参照指数に関してロックイン事由が発生することがある。

「発行会社課税事由」とは、

英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関）における法律若しくは規則の変更若しくは改正、かかる法律若しくは規則の適用若しくは公的解釈に関する変更、又は課税当局による決定、確認若しくは勧告であって、条件決定日（2018年6月7日）以降に効力が生じるものにより、発行会社が本要項第5項に基づき追加額の支払を義務付けられるか、又はかかる支払を義務付けられることが相当程度見込まれることをいう。

「評価時刻」とは、

(a) 日経平均株価については、(i) 市場障害事由が発生しているか否かを決定する目的においては、関連する取引所の予定終了時をいう。当該取引所が予定終了時より早く終了し、特定の評価時刻が通常取引セッションの実際の終了時刻の後である場合には、評価時刻は、当該実際の終了時刻とする。(ii) その他のあらゆる状況においては、関連するスポンサーによって参照指数の公式の終値が計算され、公表される時刻をいう。

(b) S&P500指数については、(i) 市場障害事由が、(A) 参照指数のいずれかの構成銘柄に関して発生しているか否かを決定する目的においては、当該構成銘柄に関する取引所の予定終了時をいい、(B) 参照指数に関するいずれかの先物又はオプション契約に関して発生しているか否かを決定する目的においては、関係取引所の取引の終了時をいい、(ii) その他のあらゆる状況においては関連するスポンサーによって参照指数の公式の終値が計算され、公表される時刻をいう。

「評価日」とは、

①当初価格の決定に関しては、当初価格決定日、②関連する利息計算期間についての利率の決定に関しては、かかる利息計算期間に関連する利率判定評価日、③早期償還事由が発生しているか否かの決定に関しては、当該早期償還日の直前の早期償還評価日、また④満期償還額の決定に関しては、（ロックイン事由が発生した場合の最終価格及び償還額算出対象指数の決定については）最終評価日、及び（ロックイン事由の発生の有無については）観察期間中のあらゆる予定取引日をいう。

「ヘッジ障害」とは、

発行会社及び／又はそのいずれかの関連会社が、商業的に合理的な努力を尽くした上で、①関連するシリーズに関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うことができない場合、又は②かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収、受領、還流、移転若しくは送金することができない事態をいう。

「ヘッジ・ポジション」とは、

発行会社又はその関連会社が個別に又はポートフォリオ・ベースで本社債に関する発行会社の義務をヘッジするために購入、売却、加入又は継続する一つ又はそれ以上の①証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関するポジション若しくは契約、②株式貸借契約、又は③その他の商品若しくは合意をいう。

「法の変更」とは、

本社債の条件決定日（2018年6月7日）以降、①適用される法律、規則、規程、命令、判決若しくは手続（税法、並びに適用ある規制当局、税務当局及び／又は取引所の規則、規程、命令、判決又は手続を含むがこれらに限らない。）の採択若しくは公布若しくは変更、又は②正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局（米国商品先物取引委員会又は関連する取引所若しくは取引施設を含むがこれらに限らない。）による適用される法律若しくは規則の公式又は非公式の解釈の公表、変更若しくは公示（税務当局が講じたあらゆる措置を含む。）により、発行会社が、(a)条件決定日において関連するヘッジ当事者が想定していた方法での発行会社及び／若しくはその関連会社による本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の保有、取得、取引、若しくは処分が、違法となるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となったか、又は(b)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が(x)本社債に基づく自身の義務の履行において（租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。）、若しくは(y)本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分において、負担する費用が著しく増加することになると判断した場合をいう。

「予定終了時」とは、

(i)日経平均株価については、取引所又は関係取引所及び予定取引日に関し、当該予定取引日における当該取引所又は関係取引所の週日の予定された終了時刻をいい、(ii)S&P500指数については、取引所又は関係取引所及び予定取引日に関し、当該予定取引日における当該取引所又は関係取引所の週日の予定された終了時刻をいう。時間外又は通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。

「予定取引日」とは、

(i)日経平均株価については、取引所及び各関係取引所がその通常取引セッションのために取引を行う予定の日をいい、(ii)S&P500指数については、①スポンサーがS&P500指数の水準を公表し、②各関係取引所がその通常取引セッションでの取引を行う予定の日をいう。

「利率判定水準」とは、

各参照指数につき、当初価格の85.00%に相当する価格（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

「利率判定評価日」とは、

関連する利払日の5共通予定取引日前の日をいう。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡及び／又は償還を含む）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領及び本社債の所持人の死亡は、投資家に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ見込み投資家の税務上の居住地及び／又は地位によって異なりうる。それゆえ投資家は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は各自が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び／又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

以下に定義される用語は、関連する項目のみを目的として定義される。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、発行会社が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、全ての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

投資家で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 源泉徴収税

(a) 発行会社のみによる利息の支払

発行会社は、発行会社が2007年所得税法（以下「本件法」という。）の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(b) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合にも、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(i) 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。

(ii) 支払が本件法第936条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(c) 適格私募

さらに、非上場の本社債の一定の所持人は、当該非上場本社債につき支払われる利息に関して英国の租税が一切源泉徴収されないことを確保するための、英国の適格私募に関する制度による恩恵を受けることができる可能性がある（但し、関連する全ての条件を満たしていることを前提とする。）。

(d) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税規定（上記の非課税規定とは異なるもの）若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は（現物決済が可能な社債券の場合は）「マニユファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(e) 解釈

上記において言及される「利息」とは、英国の税法上の「利息」をいい、特に、プレミアム付きで償還される本社債の償還額のプレミアム要素は、上述した源泉徴収税に関する規定の対象となる利息の支払を構成する場合がある。特定の場合においては、本社債が割引で発行される際の割引額についても同様である。なお、上記の内容は、他の法律上有効であるか、又は本社債若しくはその関連文書の条件により設けられることのある、「利息」又は「元本」の別段の定義を考慮していない。

(2) 英国の印紙税及び印紙税保留税

(a) 発行

一般に、本社債の発行に対して英国の印紙税又は印紙税保留税（以下「SDRT」という。）は課されない。但し、下記(a)、(b)及び(c)の全ての条件が満たされる場合には、本社債の預託証券システム又はクリアランス・サービス（又はそれらのノミニー）に対する発行に対して1.5%の税率によるSDRTが課される場合がある。

(i) 本社債が「免除される借入資本」（下記参照）に該当しないこと。

(ii) 本社債が、資本税指令(理事会指令2008/7/EC)第5条(2)の範囲に含まれていないこと。

(iii) 現物決済の規定が存在すること。

預託証券システム又はクリアランス・サービス（又はそれらのノミニー）以外での発行に対しては、さらに1.5%を上限とする税率による印紙税が課される場合がある。本社債は、それが「借入資本」（1986年財政法第78条に定義）に該当し、かつ、下記の4つの権利のうちいずれも付されていない（また、下記(ii)乃至(iv)の場合には、いずれも付されたことがない）場合に、「免除される借入資本」に該当することとなる。

(i) 有価証券の所持人のための、有価証券を株式若しくはその他の有価証券に転換することを選択する権利、又は株式若しくはその他の有価証券(同じ内容の借入資本を含む。)を取得する権利。

(ii) その金額が、資本の名目金額に対する合理的な商業リターンを上回る利息に対する権利。

(iii) その金額が、程度を問わず、事業若しくはその一部の業績、又はいずれかの資産の価値を参照して決定されるものであり又はそのように決定されることとなった、利息に対する権利。

(iv) 払戻しに関して、資本の名目金額を上回り、かつロンドン証券取引所のオフィシャル・リストに掲載されている借入資本の発行条件に基づいて一般的に(同等の資本の名目金額に対して)払い戻される金額に合理的に相当しない金額に対する権利。

(b) 本社債の譲渡

クリアランス・サービスを介して保有される本社債に対する権利の譲渡は、第97条Aに基づく選択を行っていない限り、英国の印紙税又はSDRTを発生させるものではない。

本社債が、免除される借入資本に該当せず、かつクリアランス・サービスを介して保有されていない場合には、以下が適用される。

(i) かかる本社債を譲渡する合意がなされた場合、課税対象となる対価に対して0.5%の税率でSDRTが課される可能性がある。

(ii) また、かかる本社債を譲渡するためのあらゆる書類について、0.5%の印紙税が課される可能性がある。

但し、印紙税に関する債務が、SDRTに関する債務が発生してから6年以内に支払われた場合には、SDRTに関する債務は取り消され、又は(場合によっては)払い戻される。

(c) 本社債の償還又は決済

本社債について現物決済が可能な場合、特定の場合においては、本社債の現物決済に対して0.5%の印紙税又はSDRTが課される可能性がある。かかる印紙税又はSDRTが課される場合において、決済が預託証書システム又はクリアランス・サービスに対する関連資産の移転によって行われる場合には、印紙税は1.5%とより高い税率で課される可能性がある。

(d) クリアランス・サービス

前記において、ユーロクリア・バンク及びクリアストリーム・ルクセンブルクが運営する決済システムは「クリアランス・サービス」に該当するが、ユーロクリア・ユーケー・アンド・アイルランドが運営するCRESTシステムは「クリアランス・サービス」に該当しない。

2. 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本社債のように支払が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ社債については、ある特定の条件下においては、当該社債を保有する法人では、その社債を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本社債にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である社債に関する取扱いを新たに決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をし、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

(i) 本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ii) 本社債の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度又は申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支

払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上15.315%（所得税及び復興特別所得税の合計）の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。但し、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

(iii) 本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。但し、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

(iv) 日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益及び償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。

(v) 外国法人の発行する社債から生ずる利息及び償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債に係る利息及び償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

リスク要因及びその他の留意点

本社債への投資は、下記に要約された元本リスク、利率変動リスク及び信用リスク等の一定のリスクを伴う。本社債への投資を検討される方は、元本リスク、利率変動リスク及びその他の関連リスク等に関する事項に関する金融商品についての知識又は経験を有するべきである。投資を検討される方は、本社債のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報及び本社債に関する情報に照らし、本社債が投資に相応しいか否かを自己の顧問と慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。

下記に記載する若しくはその他の1つ又は複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本社債の償還額又は売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

元本リスク

本社債は、期限前償還されず、所定の観察期間中において一度でも、参照指数終値がいずれか一方でも、所定のノックイン価格以下となった場合には、満期償還額が参照指数に連動するため、額面金額を下回る可能性がある。なお、満期償還額は額面金額を上回ることなく、キャピタルゲインを期待して投資すべきではない。

本社債の流通市場の不存在

本社債を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行会社、売出人及びそれらの関連会社は現在、本社債を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本社債の所持人は、日経平均株価の水準、円金利市場及び発行会社の信用状況の変動等、数多くの要因により、満期日前に本社債を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本社債に投資することを予定している投資家は、満期日まで本社債を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本社債に投資されたい。

利率変動リスク

本社債の利率は、2018年10月25日の利払日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2019年1月25日以降の各利払日については、参照指数の水準により適用される利率が変動する。関連する各利率判定評価日における参照指数の終値のいずれか一方でも、利率判定水準未満の場合、関連する利払日に支払われる利息について適用される利率は、年率0.10%となる。

期限前償還リスク

本社債は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本社債の額面金額で償還されることがある。本社債が満期日より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（いずれも当日を含まない。）までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる期限前償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。

さらに、かかる償還額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる期限前償還がなされない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

低利率付社債を保有することとなるリスク

本社債は、期限前償還される場合を除き、2021年1月25日に償還される。本社債が期限前償還されない場合、投資家は、市場金利を著しく下回る利率（一定の状況の場合には年率0.10%）による利息を受け取ることとなる可能性及び満期日までかかる本社債を保有し続けなければならない可能性がある。

投資利回りが同じ程度の期間を有する類似の社債の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本社債の満期日又は早期償還日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがありえる。また、仮に本社債と償還期限が同じで期限前償還条項の適用のない、発行会社の類似の非劣後社債を投資家が購入した場合、本社債の利回りの方が低いこともありえる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本社債に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

信用リスク

本社債の価値は、発行会社の経営・財務状況の変化、並びに発行会社の信用に対する投資家一般の評価、及び格付機関による発行会社が発行する社債に対する信用格付けの実際の又は予想される動向などによって影響を受けることがある。さらに、発行会社の経営・財務状況及び発行会社が発行する社債に対する信用格付けに反映されることのある発行会社の信用状況における重大な変化が、本社債に関する支払を含め、発行会社の債務の支払能力に影響を及ぼすことがある。

本社債の価格に影響を与える市場活動

発行会社、売出人、計算代理人又はそれらの関連会社は、通常業務の一環として、ディーラーとして、また、顧客の代理人として、その業務遂行上あるいは発行会社の本社債にもとづく支払債務をヘッジする目的で、自己勘定で参照指数の各構成銘柄及び参照指数の先物・オプションの売買を随時行うことがある。このような取引、ヘッジ活動及びヘッジの解消は、本社債の条件決定時、評価日における参照指数に影響し、結果的に本社債の所持人に不利な影響を及ぼす可能性がある。

中途売却価格に影響する要因

上記「本社債の流通市場の不存在」において記述したように、本社債の償還前の売却はできない場合がある。また、売却できる場合も、その価格は、次のような要因の影響を受ける。本社債の満期償還額は本書記載の条件により決定されるが、満期日以前の本社債の価格は、様々な要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響する。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価格への影響を例示した。

① 参照指数

本社債の満期償還額及び利率は参照指数に連動あるいは変動し、かつ期限前償還条項も参照指数の水準により決定される。一般的に、参照指数が上昇した場合の本社債の価格は上昇し、参照指数が下落した場合の本社債の価格は下落することが予想される。

② 参照指数の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と傾度を表わす。一般的に、参照指数の予想変動率の上昇は本社債の価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は本社債の価格を上げる方向に作用する。但し、本社債の価格への影響は参照指数の水準や評価日までの期間などによって変動する。

③ 評価日又は満期までの残存期間

評価日の前後で本社債の価格が変動するケースが多いと考えられ、評価日に期限前償還されないことが決定した場合は本社債の価格が下落する傾向があるものと予想される。但し、参照指数、円金利水準、参照指数の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

④ 配当利回りと保有コスト

一般的に、参照指数の構成銘柄の配当利回りの上昇、あるいは参照指数並びに参照指数の先物の保有コストの下落は、本社債の価格を下落させる方向に作用し、逆に参照指数の構成銘柄の配当利回りの下落、あるいは参照指数並びに参照指数の先物の保有コストの上昇は本社債の価格を上昇させる方向に作用すると予想される。

⑤ 金利

円金利が下落すると本社債の価格が上昇し、円金利が上昇すると本社債の価格が下落する傾向があると予想されるが、参照指数、円金利水準、参照指数の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

⑥ 発行会社の格付け

一般的に発行会社の格上げが行われると本社債の価格は上昇し、格下げが行われると本社債の価格は下落すると予想される。

租税

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。

投資家は、上記のリスク要因の1つが及ぼす影響により、他の要因に帰すべき本社債の取引価値の変動が、一部又は全部相殺されることがあることを理解すべきである。

本社債の購入を検討中の投資家は、その個別の事情に本社債が適合するか否かを慎重に考慮した後に限り、投資の決定を行うべきである。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

パークレイズ・グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある

金融機関及び投資会社の再建及び破綻処理に関する体制について定めた欧州議会及び理事会の 2014 年 5 月 15 日付 EU 指令 2014/59/EU (その後の改正を含む。EU 銀行再建・破綻処理指令 (「BRRD」)) が定める大多数の要件 (バイルイン・ツールを含む。) は、2009 年英国銀行法 (その後の改正を含む。) (「英国銀行法」) の修正によって英国において施行された。バイルイン・ツールに関するより詳しい情報については、下記の「英国の破綻処理当局は発行会社及び本社債に関してバイルイン・ツールを行使することができ、その結果として、本社債の保有者は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。」の項目を参照のこと。

2016 年 11 月 23 日、欧州委員会は、他の提案とともに、BRRD の改正案を公表した。これらの提案の大多数は草稿段階のもので、今後 EU の立法手続及び国内実施を経ることになる。したがって、これらの提案がパークレイズ・グループ、発行会社及び本社債にどのような影響を及ぼすかは不明確である。

英国銀行法に基づき、多数の英国当局には、英国の銀行又は投資会社及びその一定の関連会社に関し、同じグループに属する銀行又は投資会社が破綻する又は破綻の可能性があると判断される場合において広範な措置を実行できるよう大きな権限が付与されている。発行会社に関連してこれらの措置が実行されることにより、本社債の価値が重大な悪影響を受ける可能性がある。

英国銀行法に基づき、イングランド銀行 (又は一定の状況においては英国財務省) には、PRA、FCA 及び英国財務省と適宜協議の上、特別破綻処理制度 (「SRR」) の一環として、大きな権限が付与されている。これらの権限により、英国の銀行又は投資会社及びこれらの一定の関連会社 (それぞれを「該当する事業体」という。) に関して、破綻処理の条件が満たされると英国の破綻処理当局が確信する状況において、英国の破綻処理当局は、破綻処理措置を実行することができる。かかる破綻処理の条件には、英国の銀行又は投資会社が、2000 年金融サービス・市場法 (「FSMA」) における、(FSMA のセクション 55B に定められる) 特定の規制対象活動を継続する権限の付与に関する最低条件を満たしていないか、満たさなくなる可能性があること、又は、EEA 加盟国若しくは第三国の金融機関若しくは投資会社である英国の銀行グループ会社の場合、破綻処理の条件が満たされると当該 EEA 加盟国又は第三国の関連当局が確信することが含まれる。

SRR は、5 つの安定化に関するオプションからなる。すなわち、(a) 該当する事業体の事業又は株式の全部又は一部の民間部門への譲渡、(b) 該当する事業体の事業の全部又は一部の、イングランド銀行が設立した「承継銀行」への譲渡、(c) 英国財務省又はイングランド銀行が完全又は部分的に所有する資産管理機関への譲渡、(d) バイルイン・ツール (以下に説明する。)、及び (e) 一時的な国有化である。

また、英国銀行法は、該当する事業体について破産及び行政に関する 2 つの新たな手続を定めている。これに付随して英国の破綻処理当局に付与されている権限には、特定の状況において契約上の取り決めを変更する権限 (本社債の要項の変更を含む場合もある。)、一時的に支払を停止する権限、破綻処理権限の行使に伴い発生する可能性のある執行又は解除権を差し止める権限、及び英国銀行法に基づく権限を有効に行使することができるように (場合によっては遡及的効力をもって) 英国の法律を適用しない若しくは修正する権限が含まれる。

本社債の保有者においては、破綻処理が行われる場合、該当する事業体への公的財政支援は、関連する英国の破綻処理当局によってペイルイン・ツール（以下に説明する。）を含む破綻処理ツールが可能な限り最大限検討され、利用された後に、最後の手段としてのみ利用可能となるものと捉えるべきである。

破綻処理権限が行使された場合、又は行使することが示唆された場合、いかなる社債の価値にも重大な悪影響が及び、本社債の保有者が本社債に対する投資の価値の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。

SRR は発行会社が破産手続前の段階で発動されるよう策定された制度であり、本社債の保有者は、英国の破綻処理当局による破綻処理権限（ペイルイン・ツールを含む。）の行使を予測することができない可能性がある。

安定化に関するオプションは、該当する事業体に関する破産手続が開始される前の段階で行使されることが想定されたものである。安定化に関するオプションの目的は、該当する事業体の事業の全部又は一部が幅広い公共の利益に関して懸念を生じさせるような財政難に陥る又はその可能性が高い場合において、かかる状況に対応することにある。

英国銀行法は破綻処理権限の行使に関して特定の条件を設けており、さらに、2015年5月に公表された欧州銀行監督局のガイドラインは金融機関が破綻している、あるいは破綻する可能性があるか否かの決定において破綻処理当局が適用する客観的な判断要素を定めているが、英国の破綻処理当局が、発行会社及び／又はパークレイズ・グループのその他のメンバーに影響を及ぼす破産手続前の特定の状況において、また破綻処理権限を行使するか否かを決定するにあたって、かかる条件についていかにして判断するかは、不明確である。英国の破綻処理当局はまた、破綻処理権限の行使の決定について、本社債の保有者に事前に通知する義務を負わない。そのため本社債の保有者は、かかる権限の潜在的行使について、またその行使の結果、発行会社、パークレイズ・グループ及び本社債に及ぶ潜在的影響について予測できない可能性がある。

英国の破綻処理当局による破綻処理権限（英国のペイルイン・ツールを含む。）の行使に対し、不服を申し立てる本社債の保有者の権利は、非常に制限される可能性がある。

本社債の保有者は、英国の破綻処理当局が破綻処理権限（英国のペイルイン・ツールを含む。）を行使することを決定した場合に、その決定に対し、不服を申し立てる権利、停止を求める権利又は司法手続若しくは行政手続等による見直しを求める権利を非常に制限される可能性がある。

英国の破綻処理当局は発行会社及び本社債に関してペイルイン・ツールを行使することができ、その結果として、本社債の保有者は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。

ペイルイン・ツールの行使に関する法令上の条件が満たされている場合、英国の破綻処理当局は、本社債の保有者の承諾を得ることなく当該権限を行使することが予想される。BRRD に定められた一定の適用除外（担保付債務、EU加盟国の預金保険制度により保証された銀行預金、顧客資金の保有により生じた債務、当初の満期を7日未満とするグループ外の銀行又は投資会社に対する債務その他一定の適用除外を含む。）を前提として、金融機関及び／又はその EEA の親会社の全ての債務は、潜在的にペイルイン・ツールの対象に含まれることが予定されている。そのため、発行会社及び本社債に関してペイルイン・ツールが行使された場合、本社債について支払われるべき元本、利息又はその他の金額の全部又は一部が削減され、あるいは本社債が発行会社若しくはその他の者の株式、その他の証券若しくはその他の債務に転換され、又は本社債の要項に対してその他の修正若しくは変更が行われる可能性がある。。

英国銀行法は、資本要求指令（CRD）IV に基づく資本調達手段の優先順位を反映するとともに、その他通常の破産手続における債権の優先順位に従って、ペイルイン・ツールが適用されるべき順序を定めている。また、ペイルイン・ツールには、株主及び債権者が該当する事業体の通常の破産手続の場合と比べて不利な取扱いを受けないようにするための明示的な保障手段（いわゆる「清算価値保障」）が含まれている。他の提案とともに欧州委員会が2016年11月23日に提案した BRRD 及び CRD IV 規制の改正により、一定の無担保債券に関する債権者の優先順位が変更された（ただし、この改正はさらに国内実施を経ることになる。）。自己資本及び適格債務の最低基準（MREL）に関する改正等、その他の BRRD 及び CRD IV の改正は草稿段階のもので、今後 EU の立法手続を経る

ことになる。したがって、これらの改正がパークレイズ・グループ、発行会社及び本社債にどのような影響を及ぼすかは不明確である。

発行会社及び本社債に関するバイルイン・ツールの行使又は当該行使の提案は、本社債の保有者の権利、本社債に対する投資の価格又は価値、及び／又は発行会社の本社債に基づく義務を履行する能力に重大な悪影響を与える可能性があり、本社債の保有者が本社債に対する投資の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。さらに、破綻処理措置が講じられた後に行われた評価に従い「清算価値保障」に基づく補償の請求が行われた場合でも、本社債の保有者が破綻処理によって被った損害の全額に相当する補償が行われる可能性は低く、本社債の保有者が当該補償を迅速に受けられるという保証もない。

保証された預金はバイルイン・ツールの対象から除外されており、その他優先預金（及び保証された預金）は、当行が発行する社債よりも優先順位が高いため、かかる社債は、当行の（その他優先預金のような）その他の一定の非劣後債よりもバイルインの対象となる可能性が高い。

BRRD の要求する改正の 1 つとして、英国の関連法令の改正が行われ（1986 年英国倒産法を含む。）、破産手続における優先順位に関して法定の序列が設定された。（i）第一に、英国金融サービス補償機構に基づき保証されている預金（「保証された預金」）は、「通常の」優先債権として既存の優先債権と同順位とし、（ii）第二に、EEA 銀行の EEA 支店又は非 EEA 支店における個人及び零細企業、中小企業のその他全ての預金（「その他優先預金」）は、「通常の」優先債権の次の「第 2 順位」の優先債権とする。また、英国における EU 預金保険指令の実施は、法人預金（預金者が公共部門機関又は金融機関である場合を除く。）や一時的な大口預金を含めて広い範囲の預金を対象とするため、2015 年 7 月から保証された預金の種類及び額を拡大した。これらの変更によって、優先債権者の種類の規模が拡大されることとなる。これらの優先預金は、本社債の保有者を含む当行のその他の無担保優先債権者よりも破産手続における優先順位が高い。さらに、保証された預金は、バイルイン・ツールの対象から除外される。その結果、バイルイン・ツールが英国の破綻処理当局によって行使された場合、本社債は、当行のその他優先預金等のその他の非劣後債務と比較して、バイルインの対象となる可能性が高くなる。

信用格付機関による発行会社の信用格付の引き下げは、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼす可能性がある。信用格付の引き下げは、とりわけ、信用格付機関が使用する格付方法の変更を要因として生じうる。

発行会社に付与された格付は、信用格付機関が格付の根拠に関する状況によって正当化されると判断した場合には、信用格付機関により完全に撤回され、保留され、又は引き下げられる可能性がある。格付は時間と共に変化しうる数多くの要因の影響を受けうるものである。かかる要因には、発行者の戦略及び経営能力、発行者の財務状態（資本、資金調達及び流動性に関するものを含む。）、発行者の主要市場における競争及び経済の状況、発行者が事業を営む業界への政治的支援の水準、構造改革の実施、並びに発行者の法的構造、事業活動及び債権者の権利に影響を及ぼす法律上及び規制上の枠組みのそれぞれに対する信用格付機関の評価が含まれる。信用格付機関は特定の業界又は政治的若しくは経済的地域に属する発行者に適用する格付方法を修正する可能性もある。発行者の信用格付に影響を及ぼす要因が悪化（適用する格付方法の変更による場合を含む。）したと信用格付機関が判断する場合、信用格付機関は発行者及び／又は発行者の証券に付与された格付を引き下げ、保留し、又は撤回する可能性がある。将来、信用格付機関による格付方法の修正及び発行会社の格付に対する格付アクションが発生する可能性がある。

発行会社が 1 つ又は複数の格付を維持しないと決定した場合、あるいは信用格付機関が発行会社の信用格付を撤回し、保留し、又は引き下げた場合、あるいはかかる撤回、保留又は引き下げが見込まれる場合（あるいは信用格付機関が引き下げ、保留又は撤回を意図して発行会社の信用格付を「クレジット・ウォッチ」に指定した場合）、かかる事由は、上記の要因の結果として発生したかその他により発生したかにかかわらず（また、かかる事由に先立って本社債が格付を付与されていたか否かにかかわらず）、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼしうる。

第 3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

該当なし。

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度 2017年度（自平成29年1月1日 至平成29年12月31日）
平成30年4月27日 EDINETにより関東財務局長に提出

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 パークレイズ・バンク・ピーエルシー
代表者の役職氏名 グループ財務担当取締役
トゥーシャー・モーザリア

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成29年7月31日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

(参考)

(平成26年6月24日(発行日)の募集)

パークレイズ・バンク・ピーエルシー第6回円貨社債(2014)

券面総額又は振替社債の総額

150億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

パークレイズ・ピーエルシー及びパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する重大不正捜査局からの訴追の却下

2018年5月21日、パークレイズ・ピーエルシー及びパークレイズ・バンク・ピーエルシーは以下の共同発表を行った。

「パークレイズは、本日、2008年のパークレイズの資本調達に関して生じた問題について、重大不正捜査局（以下「SFO」という。）によるパークレイズ・ピーエルシー及びパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対するすべての訴追を、刑事法院が却下したことを発表した。

パークレイズが刑事法院に対し反論を提起したことにより、以下の訴追が却下された。

- 2006年詐欺法第1条及び第2条並びに1977年刑事法第1条第1項に違反して、パークレイズが元経営幹部の一部や従業員と共謀し、2008年6月及び10月にカタール・ホールディング・エルエルシーと締結した2件のアドバイザー・サービス契約に関して虚偽表明をなすことにより行った不正行為について、パークレイズ・ピーエルシーを訴追
- 2008年11月にカタール国に供与した30億米ドルのローンに関連する、1985年会社法第151条第1項に反する違法な資金援助について、パークレイズ・ピーエルシー及びパークレイズ・バンク・ピーエルシーを訴追

SFOは、同じ不正容疑について新たに告訴することで、高等法院の判事に対して手続再開の申立を行うことにより、これらの訴追を再開しようとしている可能性がある。

すでに公表されているとおり、金融行為規制機構（以下「FCA」という。）は、アドバイザー・サービス契約の調査に関して警告通知書を出しており、米国司法省及び米国証券取引委員会も、これらのアドバイザー・サービス契約に関する調査を行っている。アドバイザー・サービス契約に関するFCAの調査は、SFOの手続を理由に中断されていた。これらの事案の展開については、他の当局にも情報が提供されている。また、すでに公表されているが、2008年11月の資本調達に関し、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、PCPキャピタル・パートナーズ・エルエルピー及びPCPインターナショナル・ファイナンス・リミテッドから民事訴訟を提起されており、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは争っている。

注記： SFOは、これらの件に関し、他の複数の者に対する刑事手続を開始した。これらの手続に関し、裁判の進行を何らかの形で阻害する可能性のあるコメントを公表又は放送することのできる範囲には法的制約があり（いわゆる「厳格責任ルール」）、1981年法廷侮辱法第4条第2項に基づく特定の裁判所命令が存在している。また、パークレイズ・ピーエルシー及びパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する訴追の却下は、当社らに対する特定の告訴についてのみ該当するものである。訴追の却下は、他の者によって刑事犯罪が行われた又はその可能性があるか否かという問題に対する決定を示すものではなく、またそのように解されるべきものでもない。」

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

定義

本書において、以下のとおりとする。

- 「バークレイズ」とは、バークレイズ・ピーエルシーをいう。
- 「バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ」又は「当行グループ」とは、当行及びその連結子会社をいう。
- 「バークレイズ・グループ」とは、バークレイズ・ピーエルシー及びその連結子会社をいう。
- 「当行」とは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーをいう。

1 事業内容の概要

バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、イングランド及びウェールズにおいて登録されている公開有限責任会社（登録番号：1026167）である。当行のメンバーの責任は限定的である。当行の登録上の本社は、英国ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1（電話番号：44 (0)20 7116 1000）に所在する。当行は 1925 年植民地銀行法に基づき 1925 年 8 月 7 日に設立され、1971 年 10 月 4 日、会社法（1948 年法・1967 年法）に基づき株式会社として登録された。1985 年 1 月 1 日、当行は 1984 年バークレイズ銀行法に基づき公開有限責任会社として再登録され、名称が「バークレイズ・バンク・インターナショナル・リミテッド」から「バークレイズ・バンク・ピーエルシー」に変更された。当行の発行済普通株式資本は全て、バークレイズ・ピーエルシーが実質的に所有している。バークレイズ・ピーエルシーは、バークレイズ・グループの最終持株会社である。

バークレイズ・グループ

バークレイズ・グループは、環大西洋の消費者向け及びホールセール向けの銀行であり、パーソナル・バンキング事業、コーポレート・バンキング事業及びインベストメント・バンキング事業、クレジットカード事業並びに資産管理事業において世界中に商品及びサービスを提供しており、バークレイズ・グループの2つの母国市場である英国と米国で強い存在感を示している。バークレイズ・グループは、2つの中核部門であるバークレイズ UK とバークレイズ・インターナショナルに重点を置いている。

バークレイズ UK

バークレイズ UK は、UK リテール・バンキング・オペレーション、UK コンシューマー・クレジットカード事業、UK ウェルス・マネジメント事業及び中小企業向けコーポレート・バンキング事業により構成される。

パーソナル・バンキング

パーソナル・アンド・プレミア・バンキングチームは、顧客のために透明性の高い革新的なソリューションを開発している。バークレイズ・グループは、バークレイズ・グループが行うあらゆる事項の中心に顧客を据えており、適切な時に顧客の生活の様々な側面と財務生活とを結び付けることで、顧客が前進する手助けを行う。これは、最初の銀行口座を開設することから、夢のマイホームのために住宅ローンを締結することまで範囲が及ぶ。

バークレイカード・コンシューマーUK

バークレイカード・コンシューマーUK はクレジットカードのリーディング・プロバイダーであり、借入れや支払いに関し、柔軟なソリューションを英国の約 10 百万の顧客に提供している。バークレイズ・グループは、各自に合った方法による借入れや支払いを可能にすることで、人々が前進する

手助けを行う。バークレイズ・グループは責任ある貸し手であり、信用実績、支払履行能力及びバークレイズ・グループのリスク選好度に基づき与信を行う一方、市場をリードする顧客経験を提供している。

ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング

ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキングのうち、ウェルス&インベストメントは、自ら投資を管理して執行サービスを求める顧客から、ウェルス・マネジメントサービスを通じて総合的な個別サービスを求める顧客に至るまで、様々な顧客に対してサービスを提供している。

ビジネス・バンキングは、英国全土にわたる1百万を超える事業顧客に対し、専門的な助言、商品及びサービスを提供し、新興企業から中堅企業まで事業の運営及び成長を補佐している。

バークレイズ・インターナショナル

バークレイズ・インターナショナルは、コーポレート・バンキング・フランチャイズ事業、インベストメント・バンク事業、米国カード事業及び国際カード事業並びに国際的な資産管理事業により構成される。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

コーポレート・アンド・インベストメント・バンクは、ホールセール・バンキングに関する商品及びサービスを、法人顧客及び機関投資家顧客に対して提供する。当該事業は、バークレイズ・グループの2つの母国市場（世界最大規模の市場のうちの2つでもある。）によって支えられている。コーポレート・アンド・インベストメント・バンクには、バークレイズ・グループの市場であるインベストメント・バンキング事業、コーポレート・バンキング事業及びリサーチ事業が含まれる。

コンシューマー・カード・アンド・ペイメント

コンシューマー・カード・アンド・ペイメントには、バークレイカード・インターナショナル及びプライベート・バンク及び海外サービス事業が含まれる。バークレイカード・インターナショナルは、独自ブランド及び提携ブランドによる消費者向けクレジットカードを提供する他、米国及びドイツの顧客に対して貸付と預金口座を、また英国の顧客に対して支払いに関するソリューションを提供する。プライベート・バンク及び海外サービス事業は、銀行業務、投資サービス及び資産管理サービスを世界中の160,000を超える顧客に対して提供する。

リングフェンス化

バークレイズ UK とバークレイズ・インターナショナルは、これまで、双方ともバークレイズ・バンク・ピーエルシーという法的主体内で運営されていた。しかし、2018年4月1日に、バークレイズ UK 部門は正式に分離され、新たな法的主体であるバークレイズ・バンク UK ピーエルシー（英国リングフェンス銀行）となった。バークレイズ・バンク UK ピーエルシーは、バークレイズ・グループの英国におけるリングフェンス銀行である。英国リングフェンス銀行は、英国を拠点としているリテール顧客、消費者顧客及び中小企業に日常的な商品やサービスを提供する。バークレイズ・グループの大手の法人顧客、ホールセール顧客及び国際的に銀行業務を行う顧客向けの商品やサービスは、バークレイズ・インターナショナルが引き続き当行内から提供する。英国リングフェンス銀行は、バークレイズ・ピーエルシーの下にあるバークレイズ・グループの一部として運営されるが、当行から独立して意思決定を行う能力を有する。

本社

本社の機能には、バークレイズ・グループ中枢の運営が含まれている。2017年下半期に、残存する従来の資産及び事業が本社に再統合されたことで、バークレイズ・グループの業績に対する本社の機能の貢献はより実質的なものとなった。将来的には、本社の機能の多くがグループ・サービス会社の中に入ることになる。

2 主要な経営指標等の推移

	パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ					パークレイズ・バンク・ピーエルシー				
	2017年	2016年	2015年	2014年	2013年	2017年	2016年	2015年	2014年	2013年
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
主要損益計算書データ ^{1,2}										
利息収入純額	9,748	11,457	11,363	12,138	11,653					
手数料収入純額	6,874	6,836	6,883	8,188	8,752					
収益合計	20,937	22,469	22,808	25,815	28,463					
営業収益純額	18,601	20,096	21,046	23,167	24,883					
税引後（損失）／利益	(1,154)	3,729	1,238	854	1,308					
親会社の株主に帰属するもの	(1,937)	2,867	566	528	963					
当期包括（損失）／利益合計	(1,473)	7,186	303	3,492	(3,279)					
主要貸借対照表データ										
非支配持分を除く株主資本合計	65,733	67,433	64,105	63,794	61,009	58,034	57,998	57,524	56,712	52,978
資産合計	1,129,343	1,213,955	1,120,727	1,358,693	1,344,201	1,125,000	1,119,747	1,077,317	1,265,756	1,315,189
主要キャッシュフロー・データ										
営業活動からのキャッシュ純額	56,966	11,278	14,650	(12,091)	(25,282)	61,931	9,004	10,455	(7,862)	(26,356)
投資活動からのキャッシュ純額	6,962	36,236	(6,551)	10,661	(22,655)	10,843	39,447	(6,019)	4,066	(24,424)
財務活動からのキャッシュ純額	1,264	(1,011)	110	(1,414)	6,260	1,270	(639)	617	(1,012)	6,650
現金及び現金同等物 期末現在	204,452	143,932	86,556	78,479	81,754	193,693	122,150	66,938	60,728	66,355
平均従業員数（常勤換算） ³	44,600	119,300	129,400	132,300	139,600					

- 2006年会社法第408条(3)に基づき、パークレイズ・バンク・ピーエルシー単体の損益計算書又は包括利益計算書は表示していない。
- 2016年度、2015年度及び2014年度の比較数値は、パークレイズ・グループの事業再編の実施を反映するために修正再表示されている。
- 2017年9月に、パークレイズ・ピーエルシーの子会社としてグループ・サービス会社が設立されたことにより、従前パークレイズ UK 又はパークレイズ・インターナショナルに割り振られていたグループ・サービス会社の現従業員は、現在パークレイズ・ピーエルシーにおいて報告されている。